

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」フォローアップ

平成18年12月19日  
犯罪対策閣僚会議

# 目 次

第1	平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止	.....	1
第2	社会全体で取り組む少年犯罪の抑止	.....	29
第3	国境を越える脅威への対応	.....	42
第4	組織犯罪等からの経済、社会の防護	.....	61
第5	治安回復のための基盤整備	.....	85

## 付記

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を補完するものとして、平成17年6月28日の犯罪対策閣僚会議において、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」が策定されており、政府としては、同プランと都市再生本部で決定され同日の都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」（犯罪対策閣僚会議と合同開催）とを協調して推進ことにより、「世界一安全な国、日本」を復活させ、社会経済の活性化を後押ししていくこととしている。

なお、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」のフォローアップについては、別途とりまとめを行った（資料2-6, 2-7参照）。

施策名	省庁名	実施状況	
第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止			
1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現			
①自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援	内閣官房	◎地域の自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動を支援する「平成18年度全国都市再生モデル調査」(全159件)において地域の多様な取組を取り上げる中で、「安全・安心なまちづくり」に関する地域住民、ボランティア団体等の活動に対する支援も行っている。	
	警察庁	i	◎(財)全国防犯協会連合会が実施する研修等を内容とする「防犯ボランティア活性化事業」に協力して、防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化を行っている。
		ii	◎平成18年度、(財)全国防犯協会連合会が主催する「防犯ボランティアフォーラム」に協力し、全国のボランティア団体に対して活動に係る情報提供を行うことにより、全国の活動の高揚を図っている。
		iii	◎平成16年6月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして取りまとめた「犯罪に強い地域社会」再生プラン」及び同年11月に発出した「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化について」に沿って、各都道府県警察において、自主防犯活動の支援、活性化のための施策を推進している。
		iv	◎平成17年度において、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」モデル事業を、総務省消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、全国231地区で実施した。平成18年度は、新たに100地区を選定し、全国331地区で実施している。
		v	○平成19年度予算概算要求において、「地域安全安心ステーション」推進事業に係る経費(154百万円)を要求中。
		vi	◎平成17年度に警察庁ホームページ内に立ち上げた自主防犯活動支援サイトを、随時更新している。
		vii	○平成19年度予算概算要求において、自主防犯活動の情報提供に係る経費(1百万円)を要求中。
		viii	○平成19年度予算概算要求において、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰・ボランティアフォーラムに係る経費(4百万円)を要求中。
	総務省 消防庁	i	◎「地域安全安心ステーション整備モデル事業」を警察庁と連携のもと推進し、地域ニーズに根付いた自主防災組織等のコミュニティを核にした防災・防犯活動の支援等を行い、地域防災力の向上を図っている。平成18年度時点で218団体が活動を行っている。
		ii	◎平成18年度においては、全国的な施策展開に向けた取り組みを進めるため、全国6箇所での出前講座やシンポジウムを開催するとともに、活動の手引きの作成を進めている。
		iii	○平成19年度予算においては引き続き出前講座やシンポジウムの開催等により地域安全安心ステーションの全国展開を図るため29百万円を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	i ◎地域安心安全情報ネットワーク構築事業として、インターネットや携帯電話等を活用して住民が地域の安心安全情報を共有する「地域安心安全情報共有システム」を開発した。開発したシステムは、引き続き、活用を希望する地方公共団体に対して無償配布を行い、地域の安心安全の確立への取組みを支援する。
		ii ◎わがまちづくり支援事業として、住民が中心となって考え、主体となって行う地域づくりを推進し、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みへの市町村の支援に対して、地方財政措置を講じる。
	海上保安庁	i ◎海の情報提供ボランティア組織「海守」等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活発化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。
		ii ○平成19年度において、地域における犯罪情報収集、地域住民に対する海上防犯啓発活動の推進等のため、地域犯罪対策官7名を要求中。
	警察庁 総務省	i ○平成19年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費を要望中。
	文部科学省	i ◎平成18年度において、地域における防犯ボランティア活動を含む、様々な分野におけるボランティア活動促進のための多彩な事業を実施する、「地域教育力再生プラン(地域ボランティア活動推進事業)」(473百万円)を実施。
② 自主防犯活動のノウハウの全国的共有	警察庁	i ◎平成16年9月、(財)全国防犯協会連合会及び特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルスを始め、各防犯ボランティア団体の協力を得て、全国各地で行われている自主防犯活動の事例やその活動に対する支援事例等の官民の協力関係を収集した「地域住民・ボランティア団体活動事例集」を作成し、警察庁ホームページに掲載したほか、都道府県警察、(財)全国防犯協会連合会等を通じ、地域住民、自治体等へ配布、紹介した。
ii ○(再掲:第1-1-①-警-vii)自主防犯活動の情報提供に係る経費の要求。		
iii ◎(再掲:第1-1-①-警-vi)警察庁ホームページ内の自主防犯活動支援サイトの更新。		
iv ◎(再掲:第1-1-①-警-ii)全国のボランティア団体に対する情報提供。		
警察庁 総務省	i ○平成19年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動の支援に要する経費、地域住民への防犯情報の提供に要する経費、防犯教室・講座の開催に要する経費、防犯アドバイザーの導入に要する経費等を要望中。	
③ 国民への犯罪情報・地域安全情報の提供	警察庁 総務省	i ○平成19年度地方財政計画において、地域住民への防犯情報の提供に要する経費を要望中。
ii ○平成19年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費を要望中。		

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	i ◎(再掲:第1-1-①-警-i)防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化。
		ii ◎(再掲:第1-1-①-警-ii)全国のボランティア団体に対する情報提供。
		iii ◎(再掲:第1-1-①-警-iii)「犯罪に強い地域社会」再生プラン」等に沿った施策の推進。
		iv ◎(再掲:第1-1-①-警-iv)平成17年度及び18年度における「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施。
		v ◎「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」決定に係る各種対策の推進について(平成17年12月)、「スクールサポーター制度の拡充について(平成18年1月)を都道府県警察に発出し、スクールサポーターに学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等の役割を担わせるとともに、制度の普及を推進するよう指示した。
		vi ◎平成18年3月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、子どもを犯罪から守るための対策の推進について都道府県警察に指示した。
		vii ○平成18年6月、「子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームによる「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」の策定について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーター制度の導入の促進について指示した。
④ 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	i ◎ 良好な治安の維持に向け政府が行う施策のみならず、国民一人一人や地域社会が犯罪抑止のための活動に参画するよう啓発することについて、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。
	警察庁	ii ◎ひったくり被害防止、侵入犯罪被害防止、自動車盗難防止、ストーカー被害防止、子どもが被害者となる犯罪の防止などの内容について、関係団体と連携したポスターの作成、ホームページの作成、政府広報等の広報啓発活動を実施し、その普及を図っている。
		iii ◎毎年10月11日～20日までの10日間、全国地域安全運動を実施し、関係機関・団体と連携し、地域安全活動の一層の浸透と定着を図っている。
		iv ◎(再掲:第1-1-①-警-iii)「犯罪に強い地域社会」再生プラン」等に沿った施策の推進。
		v ◎(再掲:第1-1-①-警-iv)平成17年度及び18年度における「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施。
		vi ○(再掲:第1-1-①-警-vii)自主防犯活動の情報提供に係る経費の要求。
		vii ○平成19年度予算概算要求において、全国地域安全運動に係る経費(0.3百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 総務省	i ○(再掲:第1-1-②-警、総-i)地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動の支援に要する経費等の要望。
	法務省	i ◎平成17年度中に検察当局では、移動教室、出前教室及び刑事裁判傍聴等の広報活動を3,009回実施している(参加人数18万8,743人)。
		ii ◎「検察の歩み」に関するパネル展を実施している。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、検察広報活動の推進のため、16百万円を要求中。
		iv ○平成18年度までに全国13地検に検察広報官を設置していたが、19年度予算概算要求において3地検増設を要求中。
		v ○法務省の主唱に基づき、“社会を明るくする運動の”一環として、小中学生による作文コンテスト、フォーラム、ミニ集会、講演会等、犯罪や非行の予防を目的とした多数の行事が全国各地で行われている。平成19年度予算概算要求において、これら地域活動の一層の推進等のため、12百万円を要求中。
文部科学省	i ◎平成18年度において、社会教育施設が中核となり、防犯教育をはじめとする地域における課題を総合的に把握し、その課題解決等を行うモデル事業を実施し、成果を全国的に普及啓発する「社会教育活性化21世紀プラン」(106百万円)を実施。	
⑤ 犯罪対策に関する条例制定の支援	警察庁	i ◎都道府県が検討しているいわゆる「安全なまちづくり条例」その他の条例について、都道府県に対し、助言を行うなどの支援を行っている。
	法務省	i ◎検察当局において、罰則の定めのある条例立案に必要な助言を行っている。
⑥ 民間事業者との連携による防犯対策の推進	警察庁	i ◎防犯関連の民間事業者に対し、犯罪情勢等の情報を提供し、情報交換を図るとともに、防犯設備士等の専門家を防犯教室に招くなどの取組みをするよう、都道府県警察に対し指導を行っている。
	警察庁 経済産業省 国土交通省	i ◎侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験を実施試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」を公表し、ホームページに記載。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章を定めた。同会議では、引き続き19年度も試験を継続し、目録を随時更新する予定。
⑦ 生活安全産業としての警備業の育成と活用	警察庁	i ◎警備業者の専門的な指導教育体制を高め、また、警備員の検定をより普及させること等を内容とする警備業法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年5月に成立した(5月26日公布、平成17年11月21日施行)。また、この法改正に伴い、警備業法施行令を改正するなど下位法令の整備を行った。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ○平成19年度予算概算要求において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する講習、検定試験及び資格審査等において必要な、警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成等に係る経費(6百万円)を要求中。
⑧ 事業者、施設管理者による自主警備の促進	警察庁	i ◎平成18年8月に、英国において航空機同時多発爆破テロ計画事件が摘発されるなど、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあることを踏まえ、関係省庁に対して、関係事業者等に対する指導を要請している。
		ii ◎大規模イベント施設、高層ビル、地下街等多数の者が来集する施設について、事業者に対し自主警備の更なる強化を要請するとともに、巡回・職務質問等の強化、自主警備に関する指導・助言を行うよう、都道府県警察に指示している。
	警察庁 国土交通省	i ◎平成16年4月に発生した羽田空港侵入事件を受けて、空港における自主警備の強化、フェンス、ゲート等の空港施設の強化、緊急事態発生時の連絡体制の強化等の対策を引き続き推進している。
		ii ◎平成17年7月に発生した英国・ロンドンにおける爆発物を使用した地下鉄等に対するテロ事件を受けて、鉄軌道事業者等関係事業者に対し鉄軌道関連施設等における巡回等の自主警備の強化を要請するとともに、国及び地域レベルにおいて関係事業者を交えたテロ対策連絡会議を開催し、引き続き、公共交通機関に対するテロの未然防止対策を推進している。
⑨ 「空き交番」の解消と交番機能の強化	警察庁	i ◎警察庁から示した指針(「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け通達))に基づき、都道府県警察において交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等により交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消するために策定した3か年計画を推進している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、小型警ら車の増強整備及び無線警ら車等の資機材の整備等に要する経費(417百万円)を要求中。
	警察庁 総務省	i ◎平成19年度地方財政計画において、交番相談員の配置及びテレビ電話システムの整備に要する経費を要望中。
⑩ 警察の街頭活動の強化と「見て見ぬふりをしない」社会気運の醸成	警察庁	i ◎街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策に基づき、各都道府県警察において新規計画の策定、見直しを行い、街頭犯罪・侵入犯罪抑止の推進を図っている。
		iii ◎平成17年12月、「平成18年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」を全国警察に示し、引き続き平成18年における総合対策を強力に推進している。
		ii ◎平成18年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針として、秩序違反行為の取締りを具体的施策例の1つとして改めて掲げ、その推進を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成16年12月、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に地域の実態に即したパトロールを実施するなど街頭活動を強化するよう都道府県警察に改めて指示し、犯罪の抑止及び検挙を図っている。 v ○平成19年度予算概算要求において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に要する経費(351百万円)を要求中。
⑪ 地域に密着した検察活動の推進	法務省	i ◎検察当局において、警察等の関係機関や地域住民等と連携し、地域の犯罪情勢を分析するとともに、特定地域で社会問題化している犯罪等に対し、警察等と連携し、的確かつ厳正な事件処理の実現に努めている。 ii ◎検察当局において、当該地域の犯罪情勢の実態を公判で適切に立証し、これを反映した科刑の実現に努めている。 iii ○平成19年度予算概算要求において、地域の犯罪情勢等を踏まえた検察活動を推進するため、105,168百万円を要求中。
⑫ 緊急通報を行った携帯電話等の位置を特定するシステムの導入等	警察庁  警察庁 総務省	i ◎緊急通報システム(HELP)による緊急通報に際して位置情報を警察で把握するために必要な、データ通信を利用した緊急通報の受理システムを整備し、全都道府県で運用中。 ii ◎緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)を整備し、平成18年10月末現在、11全都道府県で運用中。 iii ○平成19年度予算概算要求において、携帯電話発信地表示システムに係る経費(803百万円)を要求中。 i ○携帯電話からの緊急通報の発信者位置情報通知機能に係る技術的条件について、情報通信審議会(総務省)において緊急通報受理機関、携帯電話事業者等が参加して平成16年6月末に取りまとめ、平成18年1月に総務省令及び総務省告示の整備を行った(施行:平成19年4月)。緊急通報受理機関における運用開始の目標を平成19年4月とした。 ii ○IPネットワークにおける緊急通報、重要通信の確保方策について、情報通信審議会(総務省)において緊急通報受理機関、IP電話事業者等が参加して平成17年3月末に取りまとめ、平成18年1月に総務省令及び総務省告示の整備を行った(施行:平成19年4月)。緊急通報受理機関における運用開始の目標を平成19年4月とした。
⑬ 放火・連続放火から我がまちを守るための対策の推進		i ◎平成18年春季・秋季全国火災予防運動において「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」を重点目標とし、「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上について全国的に対策実施。



施策名	省庁名	実施状況
	総務省 消防庁	ii ◎放火火災防止対策戦略プランの一環として、平成17年度に開発した、個人や事業所等がHP上で簡単に放火火災に対する危険度をチェックし、その対策集例を確認できる「web版評価システム」を平成18年度にHP上に掲載予定。 iii ◎全国5カ所の消防本部において、平成15、16年度に開発を行った放火対策機器(放火監視カメラ)について平成17、18年度に設置を行い、運用等に関するノウハウを収集するとともに、運用評価を継続して実施。 iv ○平成19年度予算において、平成16年度に作成した放火火災防止対策戦略プランをより効果的なものとするため、客観的評価方法である評価シートの活用や放火監視機器の効果を分析する等の放火火災防止対策の推進に要する経費として25百万円を要求中。
⑭ 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理	警察庁	i ◎都道府県警察において、駐車場、公園及び公衆便所における犯罪発生場所の構造、設備等の分析等を行うとともに、地方公共団体と協働して、防犯灯や歩車道分離柵の整備等の取組みを推進している。 ii ◎関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月24日)を踏まえ、平成18年4月、警察における安全・安心まちづくりの方針を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正し、これに基づく犯罪防止に配慮した環境設計活動を推進している。 iii ○平成19年度予算において、犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策として、街頭緊急通報システム等の整備に係る経費(178百万円)を要求中。
	国土交通省	i ◎関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月24日)の着実な実施を図ることにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進。
⑮ 防犯灯の整備促進と機能の高度化	警察庁	i ○(再掲:第1-1-⑭-警-iii)街頭緊急通報システム等の整備に係る経費の要求。
	警察庁 総務省	i ○(再掲:第1-1-①-警・総-i)地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費の要望。
⑯ 金融機関、コンビニその他の犯罪に遭いやすい店舗、事業所の防護	警察庁 経済産業省	i ◎平成17年10月から実施されたコンビニエンスストア業界によるセーフティステーション活動(緊急通報の支援、強盗・万引きの防犯対策等)の全国展開を積極的に支援している。 ii ◎平成17年8月に「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の周知・履行状況、被疑者の実態を調査し、その結果を踏まえて、コンビニエンスストアの業界団体に対して各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施等を指導している。 iii ◎平成18年3月、(社)日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会において、犯罪情勢及び今後の防犯対策について討議を行った。

施策名	省庁名	実施状況
⑰ 防犯性能の高い建物部品や設備の開発・普及	警察庁	i ◎平成16年4月、いわゆるピッキング対策法に基づく指定建物錠の防犯性能表示制度を開始した。
	警察庁	ii ◎平成16年、17年、18年度において、ピッキング対策法の施行等のため、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進等に関するポスターやホームページの制作等による国民への広報啓発を行っている。
	警察庁 国土交通省 経済産業省	i ◎(再掲:第1-1-⑥-警、経、国-i)「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における「防犯性能の高い建物部品目録」の更新。
⑱ 防犯に配慮した戸建住宅、マンション等の普及	警察庁	i ◎各都道府県におけるいわゆる「安全なまちづくり条例」において、住宅等の建設に当たっての防犯への配慮等が盛り込まれる例が出ており、これらを受けて策定された指針等に基づき、各都道府県警察において、防犯に配慮した住宅の普及に必要な協力を行っているところである。
	国土交通省	i ◎防犯に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅性能表示制度において、防犯に関することとして、開口部の侵入防止対策を性能表示事項に追加し、平成18年4月より住宅性能評価の運用を開始。
	警察庁 国土交通省	i ◎平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表した。
	警察庁 国土交通省	ii ◎平成18年4月、(財)ベターリビング、(財)全国防犯協会連合会及び(社)日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」を策定した。今後、都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図る。
⑲ 学校等の安全対策の推進	警察庁 総務省	i ○(再掲:第1-1-③-警、総-ii)スクールサポーターの導入に係る経費の要望。
	警察庁	i ◎平成17年2月に、平成16年中の小学校への侵入事案等、対策の推進状況を公表し、文部科学省、教育委員会等との緊密な連携の下、施設面での安全管理の促進、防犯訓練、防犯指導の推進、通報連絡体制の確立等を推進している。
	警察庁	ii ◎(再掲:第1-1-③-警-v)スクールサポーターの任務追加と制度の普及推進。
	警察庁	iii ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出。
	警察庁	iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対しスクールサポーター制度の導入の促進について指示。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>i ○平成19年度において、安全対策に資する、低学年教室や管理諸室等の配置換えに伴う改造経費、門やフェンス等の設置や改修に要する経費及びその他安全確保に関する必要な工事に要する経費について補助するため、「公立学校施設における安全管理対策」に係る予算(115,486百万円※の内数)を要求中。※内閣府で要求を行っている沖縄県分の金額を含む。</p> <p>ii ○平成19年度において、私立高等学校等施設高機能化整備費補助金等により門やフェンス、防犯システム等の学校施設の安全管理に必要な工事等に対する補助を実施するため、「私立学校施設における安全管理対策」に1,798百万円の内数を要求中。</p> <p>iii ◎平成18年度において、通学路を含む学校の安全を確保するため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究、防犯教室の推進、学校施設の安全対策推進事業等を実施する「子ども安心プロジェクト」を実施。</p>
2 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進		
① 自動車盗難防止装置の普及	警察庁	<p>i ◎イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため(社)日本自動車工業会に提供している。</p>
	警察庁 経済産業省 国土交通省	<p>i ◎平成16年5月に、自動車盗難情勢についてとりまとめるとともに、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、イモビライザの効果検証を行ったほか、「イモビライザ等盗難防止装置の装着義務付けの検討」等を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行った。同プロジェクトチームにおいて、引き続きイモビライザ等盗難防止装置の義務付けの検討を進めている。</p> <p>ii ◎平成17年4月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、「防盜性能評価制度導入の検討」を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行い、検討を進めている。</p>
② 道路運送車両法に基づく審査、検査等の厳格な運用	国土交通省	<p>i ◎運輸支局等は、平成13年12月から登録事項等証明書交付及び自動車検査証再交付の際、また平成17年1月から開始した二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付の際に、運転免許証等の提示を求めて申請者等の本人確認を実施している。また、平成15年8月から自動車の保管場所の確保等に関する法律等を悪用した不正な登録(いわゆる車庫とばし)が行われないよう厳格な審査を行っている。</p>
	警察庁 国土交通省	<p>i ◎平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームとして、自動車盗難等防止行動計画の改定を行い、登録事項等証明書の交付等に当たっての厳格な運用に努めるとともに、検査登録の審査業務を通じた不審案件への対応機能を強化している。</p>
③ ナンバープレートの盗難及び悪用の防止	国土交通省	<p>i ◎平成16年9月から、封印を引き抜こうとすると上部が円形に切り取られ、再使用できなくなる新型封印の導入を開始した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 国土交通省	○平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、自動車盗難等防止行動計画の改訂を行い、ナンバープレートの盗難及び悪用の防止等について検討を進めている。 ◎平成18年5月より自動車の抹消手続きの際、盗難等によりナンバープレートが返納できない場合については、警察署へ盗難等届出がなされていることを確認のうえ受理することを全国的に実施し、不正なナンバープレートの使用の防止に努めている。
④ 自動車ナンバー自動読取システムの整備活用	警察庁	○平成19年度予算概算要求において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備・拡充に要する経費(3,100百万円)を要求中。
	国土交通省	◎平成16年4月から、盗難にあったナンバープレートについては再交付を行わないよう運輸支局等に徹底している。
⑤ 盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁	◎古物営業法施行規則の一部を改正する規則が平成17年1月1日から施行され、都道府県公安委員会の承認を受けた法人その他の団体(盗品売買等防止団体)に対し、都道府県公安委員会が盗品等に関する情報の提供を行っている。
		○自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、盗難車両の売買防止等に資するよう、盗難車両に関する情報を警察部外に提供する仕組みについて、検討を進めている。
	警察庁	◎平成16年7月から、盗難自動車の情報を国土交通省に提供している。(警察庁)
	警察庁 国土交通省	◎平成16年7月より、警察庁から盗難自動車情報の提供を受け、これを自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。(国土交通省)
	警察庁 財務省	◎盗難自動車の不正輸出の防止を推進するため、盗難自動車の情報を警察庁から財務省(税関)へ提供している。
	警察庁 総務省 法務省	◎警察庁、法務省において総務省と協議し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを確認した上で、各市町村が有する原動機付自転車に関する所有者情報については、回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらない旨の解釈を明確にし、平成17年3月、総務省から各地方団体へ所要の通知をした。
⑥ 自動二輪車・原動機付自転車の盗難の防止	警察庁	○関係機関が実施する自動二輪車、原動機付自転車盗難の調査・研究などについて、犯罪情報を提供するなどの協力を図ることで、盗難防止対策を推進している。 ◎(再掲:第1-2-⑤-警-i)盗品売買等防止団体に対する都道府県公安委員会による盗品等に関する情報の提供。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎(社)全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車、原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。(登録率H15.10 14.3%→H18.10 23.4%)
⑦ 自転車の盗難の防止と被害回復の促進	警察庁	i ◎市町村が撤去した放置自転車についての市町村からの照会に対する情報提供の迅速・効率化について、都道府県警察を指導をしている。 ii ◎各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率の向上を図るための広報啓発等の取り組みをしている。
⑧ 自動販売機荒し対策の推進	警察庁 経済産業省	i ◎平成16年4月、日本自動販売機工業会による、自販機販売業者等を対象に自販機堅牢化基準のポイントを示した「自販機の破壊・盗難防止(ブロック・ザ・自販機ねらい!)」と題するリーフレットの作成に関し、犯罪情報を提供するなどの協力をし、破壊・盗難に強い自販機の普及を推進している。 ii ◎平成8年8月に日本自動販売機工業会が自動販売機荒し等の犯罪行為を未然に防止する自動販売機の堅牢化に関する技術基準を制定し、新たに製造する自動販売機に適用。技術基準については、自動販売機荒し等の実態調査を踏まえ、その後、二度の改訂を実施。(直近では平成15年3月)。その後に製造された自動販売機に順次適用している。 iii ◎警視庁(平成16年12月から)、愛知県警(平成17年8月から)、大阪府警(平成18年3月から)と(社)全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、(社)日本たばこ協会が連携し、両警察管内の自動販売機ねらいが多発している地区において、「自販機犯罪通報システム」の試験的運用を行っている。さらにその運用結果を踏まえ、全国への展開を検討している。
⑨ 万引きの防止	警察庁	i ◎経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等防犯設備の設置、警備員の配置等が一層推進されるよう、都道府県警察において防犯指導を強化している。また、学校等と連携した少年に対する指導、処分先となる新古書店に対する本人確認の励行の指導等の対策を推進している。
	経済産業省	i ◎書籍、レコード、CD、DVDの万引きに対応するため、平成16年度、書籍業界並びにレコード、CD、DVD業界が無線ICタグ技術を活用し、販売店における未会計の商品の持ち出しや中古業者における未会計の書籍の持ち込みを検知することができるモデルシステムの実証実験を行った。
⑩ クレジットカード、通貨、公文書等の偽造・変造対策の推進		i ◎通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。 ii ◎平成16年11月1日の新しい日本銀行券の発行に際し、日本銀行と連携し、コンビニエンスストア・スーパーマーケット、鉄道、航空、タクシー会社等の業界団体に対し、新しい日本銀行券の特徴の周知と通貨の授受の際における真贋の確認励行及び偽造日本銀行券発見時の早期通報を要請した。

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	iii ◎全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会等と協力し、啓発のためのポスター、ステッカー及びチラシの作成による加盟店及び会員への注意喚起、不正使用対策の検討等を実施するとともに、クレジットカードの偽造・変造事犯等の取締りを強化している。	
		iv ◎平成16年12月6日、金融機関関係団体に対して、キャッシュカードのICカード化の普及促進、ATMにおける取引額の制限等を、クレジットカード関連団体に対してクレジットカード等のICカード化等の推進、加盟店に対する被害の防止のための活動の推進等を、それぞれ要請した。また、平成17年2月22日、金融機関関係団体に対して、ATMにおける払出回数の設定等を要請した。	
		v ◎平成17年11月11日、金融機関の現金自動預入支払機(ATM)に隠しカメラやスキマーが取り付けられた事案を認知したことから、金融機関関係団体に対して、ATM機器及びその周辺の点検並びに利用者への注意喚起の呼び掛け等を要請した。	
		vi ◎警察庁のホームページに、「にせ札(偽造日本銀行券)にご注意」(平成17年1月21日)、「偽造新500円貨にご注意」(平成17年2月9日)を掲載し、注意喚起を行っている。	
		vii ○平成19年度予算概算要求において、通貨偽造対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費(17百万円)を要求中。	
		viii ◎平成17年度予算で全国の都道府県警察に偽造クレジットカード犯罪対策用の「携帯用カードデータ収集機」を配分し、積極かつ適正な活用を図っている。	
		経済産業省	i ◎クレジットカードの不正利用及び偽造による犯罪被害防止のため、クレジット関係業界に対し、クレジットカードのICカード化及びICカードの受け入れのためのインフラ整備を推進するよう要請してきている。
		財務省 警察庁	i ◎平成16年12月末から偽造旧1万円券が大量に発見された状況を受けて、財務省、警察庁及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会及び金融機関関係団体に対して、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について、平成17年1月、協力要請を行った。
ii ○新券の流通促進による偽造銀行券の抑制に向けて、財務省、警察庁及び日本銀行が相互に協力して情報交換を行うとともに、関係業界との連携強化を図る。			
iii ○偽造通貨に関する政府広報(新聞・モバイル端末・電子掲示板)及び「ファイナンス(財務省広報誌)」に偽造通貨に関するポスターの掲載を7月に行った。 新たに偽造通貨に関する政府広報(ラジオ)を12月に行う予定である。			

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○平成19年度予算概算要求において、国内外における我が国の偽造通貨に関する情報収集を一層強化するための機構定員(国庫企画官(仮称)1名、通貨情報係(仮称)1名)及び、その業務遂行にあたっての予算(7百万円)を要求中。
	財務省 警察庁 金融庁	i ◎平成17年1月末から偽造新500円貨が3都県(福岡、熊本、東京)の郵便局において大量に発見されたことを受けて、財務省、警察庁、金融庁、造幣局、日本銀行、日本郵政公社、日本自動販売機工業会で構成された「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、財務省、警察庁及び金融庁は各般の施策をとりまとめ、平成17年3月、偽造対応策を発表した。
		ii ◎上記施策を踏まえ、 ①捜査当局と税関との連携 ②捜査当局への連絡の迅速化 ③造幣局による鑑定作業の迅速化 ④新500円貨のクリーン化(損傷貨幣等の回収・官封(新品)貨幣の供給拡大)(18年4月～10月までの新品貨幣の支払は、286百万枚と昨年の約1.1倍増。) ⑤税関における偽造貨の密輸取締りの強化 ⑥広報・注意喚起の徹底を実施した。
		iii ○(再掲:第1-1-2-⑩-財、警-iii)偽造通貨に関する政府広報(ラジオ)を12月に行う予定。
		iv ○(再掲:第1-1-2-⑩-財、警-iv)機構定員(国庫企画官(仮称)1名、通貨情報係(仮称)1名)を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、500円貨のクリーン度を向上させるための経費を含む予算(貨幣製造費:19,320百万円)を要求中。
	警察庁 金融庁	i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、偽造キャッシュカード等による被害防止のための対策を検討している。
		ii ◎金融庁、警察庁のホームページに、「あなたのキャッシュカードが狙われています」(平成17年10月14日)を掲載し、注意喚起を行っている
		iii ◎平成17年12月から警察庁、金融庁及び金融機関関係者による金融機関防犯連絡協議会を設置し、金融機関の防犯対策全般について情報交換及び協議を行っている。
		iv ◎平成18年3月、金融庁、警察庁、各金融関係団体による「情報セキュリティに関する検討会」を設置し、偽造・盗難キャッシュカード問題を始めとした金融機関の情報セキュリティについて検討を行い、検討結果を金融機関に周知するとともに、同年7月、その概要を公表した。

施策名	省庁名	実施状況
	金融庁	<p>i ◎偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、偽造キャッシュカード被害に対する補償のあり方について、平成17年3月31日に中間とりまとめを公表し、同年6月24日、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の被害発生の予防策、被害拡大の抑止策等を中心とする最終報告書を公表した。</p> <p>ii ◎偽造キャッシュカード預金者保護法の成立を受け、カード規定試案の速やかな改定、国会審議等を踏まえた被害の補償のあり方についての参加金融機関への周知、顧客への広報活動についての的確な対応を取るよう、各金融関係団体に要請を行った。(平成17年8月10日)</p> <p>iii ◎偽造キャッシュカード問題に関する実態調査を行い、その結果を平成17年10月14日に公表した。</p> <p>iv ◎偽造・盗難キャッシュカード問題に関する金融機関への監督手法について、監督指針に記載した。(平成17年10月28日、平成17年12月22日)</p> <p>v ◎偽造・盗難キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況について17年12月末時点でアンケート調査を行い、平成18年2月10日に公表した。</p>
⑪ 盗難通帳等による払出し対策の推進	警察庁 金融庁	<p>i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、盗難通帳等による払出し防止のための対策の検討を実施している。</p> <p>ii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iii)金融機関防犯連絡協議会の設置。</p> <p>iii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iv)「情報セキュリティに関する検討会」の開催。</p>
⑫ 預金口座の不正利用防止対策の推進	警察庁 金融庁 警察庁	<p>i ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iii)金融機関防犯連絡協議会の設置。</p> <p>ii ◎犯罪に使用された預金口座に対しては、迅速な口座凍結を依頼するよう都道府県警察に指示している。</p> <p>iii ○平成19年度予算概算要求において、振り込み詐欺等の匿名性の高い知能犯罪に対応するため、広域知能犯罪対策用資機材の整備等に要する経費(49百万円)を要求中。</p> <p>i ◎当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施している。</p> <p>i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、預金口座の不正利用防止のための対策の検討を実施している。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	金融庁	ii ◎（再掲：第1-2-⑩-警、金-iii）金融機関防犯連絡協議会の設置。
	警察庁 金融庁 法務省	i ◎議員立法により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が改正され（平成16年12月3日成立、同月10日公布、同月30日施行）、預貯金通帳等の売買等が処罰されることとなり、検察、警察が連携しつつ、同法等の法令を駆使し、預金口座の不正利用の防止に努めている。
⑬ 本人確認の徹底	警察庁	i ◎いわゆるオレオレ詐欺やヤミ金融事犯に対処するため、金融機関に対し、本人確認の徹底を要請しているほか、万引きした書物の処分先となっている新古書店等についても、本人確認の徹底を要請している。 ii ◎「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の制定を受け（平成17年5月5日一部施行、平成18年4月1日全部施行）、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、警察署長による契約者確認の求めや携帯電話の違法な譲渡等の取締り等を推進している。 iii ◎平成18年6月、印刷業者の業界団体に対して、貸金業に係るダイレクトメール等の印刷申込みがなされた場合、当該申込者の原稿記載の電話番号等と貸金業登録の登録情報との照合を依頼するとともに、当該申込者が無登録業者である場合の契約の見合わせ及び警察への通報を依頼した。 iv ◎犯罪に利用されないための対策について、私設私書箱業者からの相談に応じるとともに、利用者の本人確認を徹底するよう指導した。
	金融庁	i ◎平成15年7月の金融団体との会議等において、本人確認の徹底について適切な対応をとるよう周知徹底を図ったところであり、引き続き本人確認法の制度、主旨を記載したリーフレットの作成やホームページへの掲載等、その徹底を図っている。
	総務省	i ◎携帯電話事業者各社に対し、プリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について要請を行い、携帯電話事業者各社においては、平成16年12月末までに、代理店店頭における本人確認実施後すぐに使える方式から、事業者において契約者情報を確認後に使用を可能とする方式に切り替えた。 ii ◎総務省は携帯電話事業者各社等と協議を行い、携帯電話事業者各社においては、平成17年4月から、すべてのプリペイド式携帯電話について、その契約者情報を確認・登録し、契約者の確認ができない場合には利用を停止するという運用を行い、平成18年3月31日までに契約者情報の確認・登録を完了し、契約者を確認できなかった約30万回線について利用停止措置を講じた。 iii ◎平成17年4月に、犯罪に利用されることの多い匿名の携帯電話を排除するため、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）が成立し、平成18年4月1日から全面施行されている。この法律においては携帯電話・PHS事業者に対して契約締結時・譲渡時の本人確認義務を課すとともに、携帯電話・PHSの無断譲渡・匿名貸与営業等の行為を処罰の対象としている。総務省は、周知及び適切な運用に努めていく。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○平成19年度予算概算要求において、インターネット上の違法・有害情報、匿名性の高い携帯電話を利用した犯罪、ファーミング等の新たな手口の横行等、電気通信サービスの不適正利用に関する実態調査・分析強化のための予算18百万円を要求中。
⑭ 犯罪に用いられるおそれのある各種物質の管理の徹底等	警察庁	i ◎ガソリンの適正販売等について、関係業界団体等に要請した。
		ii ◎火薬類の適切な保管管理について、関係業界団体等に要請した。
		iii ◎平成17年3月、都道府県警察に対し、爆発物製造に用いられるおそれのある物質の適正な管理等に関する指示を行った。
		iv ◎平成17年7月、都道府県警察の危険物業務、毒劇物事犯を担当している警察官及び警察職員を対象に、危険物事犯や毒劇物事犯捜査に必要な知識・技能の習得及び警察で運搬届出事務を行っている原子炉等規制法、放射線障害防止法、化学兵器禁止法の基礎知識を習得させるため、集合教養を実施した(15日間)。
		v ◎火薬類の不正流出及び火薬類による事件・事故の未然防止を図るため、各都道府県警察において火薬類取扱場所に対する立入検査を実施している。
		vi ◎毎年11月中、関係省庁に協力を求め、危険物運搬車両に対する指導取締りを集中的に実施している。
	警察庁 厚生労働省	i ○一部の特定病原体等を事業所の外において運搬する場合、その旨を都道府県公安委員会に届け出て運搬証明書の交付を受けなければならないとすることや、特定病原体等の保管等に係る規定の運用に関し、厚生労働大臣に対する警察庁長官の意見陳述を可能とすること等を内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が、第165回国会において成立した(平成19年6月施行予定)。
	総務省 消防庁	i ◎事業所・一般家庭においてガソリンを詰め替え、又は運搬を行う場合には消防法令に適合した容器を用いて行うことを周知する通知(「給油取扱所におけるガソリンの詰め替え行為について(平成15年9月19日付け消防危第101号)」)を都道府県・市町村宛に発出し注意喚起を行っている。
	文部科学省	i ◎平成18年度、独立行政法人日本原子力研究開発機構において、監視装置や出入管理装置、伝達及び表示装置、侵入防止用フェンスなどの核物質防護設備の更新や維持管理・点検保守等を行い、昨年の改正炉規法の施行も踏まえ、厳重な核物質防護措置を実施する。また、核不拡散上機微な物質を取り扱っている施設につき、施設内の核物質の監視等や保障措置(IAEAへの活動状況の報告等)、核燃料物質の計量管理等を行っている。
		ii ◎平成19年度において、核物質防護対策の強化に係る対応として、核セキュリティ企画官(1名)及び核物質防護係長(1名)並びに新核物質防護システム確立調査(35百万円)及び核セキュリティ文化に関する普及・醸成に向けた調査費(30百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成19年度、放射性同位元素のセキュリティ確保に係る対応として、放射性同位元素の登録システムの整備費(59百万円)を要求した。
	厚生労働省	i ○薬事・食品衛生審議会において、健康有害性を有する物質を新たに毒物劇物に指定することが検討されている。平成18年度末頃に答申が出され、その後毒物及び劇物指定令の改正を行う予定。
		ii ○毒物・劇物の指定及び流通・保管・管理等の推進を図るために、平成19年度予算概算要求において毒物劇物取締法施行費12百万円を要求中。
	経済産業省	i ◎化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下化学兵器禁止法という)に定める特定物質の製造・使用を行う事業者等に対し、同法第33条に定める立入検査を実施している。
		ii ◎化学兵器禁止法に定める特定物質・指定物質の製造・使用を行う事業者等に対し、北朝鮮の事案に際してなど折に触れて通知・依頼を行い、管理の徹底を図っている。
		iii ◎平成18年1月に民間企業等の病原性微生物、毒素の保有・管理状況の調査を定期的に行うとともに、適切な管理を要請したところ。
		iv ◎平成19年度予算概算要求において、化学兵器禁止条約に定める化学物質についての分析能力向上、化学兵器禁止条約締約国における化学物質の製造・使用等の規制について調査・研究のため予算31,137千円を要求中。
		v ○サリンやホスゲンに代表されるような化学剤による特殊災害(化学剤を用いたテロやプラントの人為的な爆発などによる化学剤漏出による災害)に対応するべく、国内外において対策に用いられる装備等に係る検討を行うことを目的として、有識者・関係省庁を集めて検討委員会を実施している。
	国土交通省	i ◎平成18年2～3月に放射性物質の輸送業務に係わる作業従事者等に対し放射性物質に関する基礎知識及び輸送に関連する規則、知識等の徹底を図るとともに輸送管理者等に対する専門的知識の徹底を図るため講習会を開催した。
⑮ 重要無線通信妨害対策の推進	警察庁	i ◎平成17年中の無線局の無許可開設等に係る電波法違反の検挙件数は1,414件、検挙人員は1,411人であった。
	総務省	i ◎平成16年1月、電波法第110条の無免許で無線局を開設し、又はそれを運用することに対する罰金の上限額を50万円から100万円に改正した。
	警察庁 総務省 海上保安庁	i ◎毎年6月に電波利用保護旬間を設け、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することとしている。
3 犯罪被害者の保護		

施策名	省庁名	実施状況
① 刑事手続における被害者対策の推進	内閣府	i ◎犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画推進専門委員等会議において、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視を行っている。
		ii ◎平成18年11月、平成17年度に政府が講じた犯罪被害者のための施策についての年次報告を国会に提出した。
	警察庁	i ◎「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度による情報提供を実施しているほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、被害者対策用車両の増強等に係る経費(115百万円)、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(155百万円)、遺体搬送等に係る経費(110百万円)及び犯罪被害者等に対する調査経費(8百万円)を要求中。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、犯罪被害者の保護のため、刑事手続における被害者対策に係る経費(14百万円)を要求中。
		iv ◎平成18年7月、検視・司法解剖に関するパンフレットのモデル案を都道府県警察に示して同パンフレットの作成・交付を文書で指示し、遺族に対する適切な情報提供の推進を図った。
	法務省	i ◎被害者等通知制度により、被害者等に①事件の処理結果などの通知②受刑者の出所情報の通知③再被害防止等のため、受刑者の釈放予定に関する情報の通知をしている。
		ii ◎民事訴訟等において被害回復の権利行使に必要と認められる場合の不起訴記録の弾力的な開示をしている。
		iii ◎更なる被害者等のための施策の在り方を検討するため、平成15年9月、「犯罪被害者のための施策を研究する会」を設置して調査・研究を進めている。
		iv ○現在、更生保護官署による、仮釈放審理における犯罪被害者等からの意見聴取、保護観察における犯罪被害者等の心情等の加害者への伝達等について、平成19年通常国会への法案提出等を含め、検討中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、更生保護官署による犯罪被害者等支援制度の実施のため、99百万円を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		vi ○「犯罪被害者等基本計画」に従い、平成18年9月、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度及び犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の新設等のための法整備に関する諮問を法制審議会に行い、現在、調査審議中である。
	海上保安庁	i ◎被害者への刑事手続きの概要説明、捜査の過程その他被害者等の救済、不安の解消に資すると認められる事項(捜査状況、被疑者の逮捕及び送致状況)の通知を行っている。
		ii ◎性犯罪捜査時における、被害者の心情に配慮した捜査活動(例:女性海上保安官による事情聴取)を実施している。
		iii ◎部署における事情聴取について、被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保し実施している。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、犯罪被害者の遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等(0.5百万円)を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、被害者への刑事手続や法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者対策などを被害者に周知するため、リーフレット作成費(0.1百万円)を要求中。
② 被害者等に対する支援等の推進	内閣府	i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。
		iii ○犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された、経済的支援に関する検討会、支援のための連携に関する検討会及び民間団体への援助に関する検討会において、それぞれ検討を進めており、平成19年春頃に中間とりまとめを公表し、平成19年末を目途に結論を出す予定。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、地方公共団体における総合的な施策の推進のため、手引書の作成等、地方公共団体の取組への支援に係る予算(32百万円)を要求中。
		v ◎ 犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行っている。
		vi ○平成19年度予算概算要求において、犯罪被害者等支援活動を含む市民活動の促進を図るため、予算(326百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>i ◎「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ重傷病給付金の支給範囲等の拡大等を内容とする犯罪被害者給付制度改正に係る政令等が平成18年4月に施行されたほか、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置を推進するとともに、関係機関や民間被害者支援団体等との連携に努めるなど、被害者の様々なニーズに対応するための施策を推進している。</p> <p>ii ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟等に対する支援に努めることとした。</p> <p>iii ◎平成16年8月、「児童買春に係る被害児童に対する立直り支援の強化について」を発出し、児童買春に係る被害児童の立直り支援の措置について指示した。</p> <p>iv ◎平成17年及び18年の各7月、家出少年及び福祉犯被害少年等の発見保護活動の強化について都道府県警察に指示した。</p> <p>v ○平成19年度予算概算要求において、被害者やその遺族に対して経済的・精神的に支援するため、犯罪被害給付制度の運用等に係る経費(1,489百万円)を要求中。</p> <p>vi ○平成19年度予算概算要求において、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託経費等(211百万円)を要求中。</p> <p>vii ◎平成17年7月、「秋の家出少年及び福祉犯被害少年等の発見保護活動の強化について」を発出し、街頭補導等を通じた福祉犯被害少年の早期発見・保護の推進等について都道府県警察に指示した。</p> <p>viii ◎平成17年12月、「犯罪被害者等基本計画への対応について」を発出し、犯罪被害者等基本計画の推進に当たり、被害少年に対する継続的な支援等被害者対策の着実な実施と充実を都道府県警察に指示した。</p> <p>ix ◎（再掲：第1-1-③-警-vi）「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、福祉犯被害少年の早期発見・保護等について指示。</p> <p>x ○平成19年度予算概算要求において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議等に係る経費、被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る経費等(124百万円)を要求中。</p> <p>xi ◎平成18年度予算において、児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化に係る経費(14百万円)を措置した。</p> <p>xii ◎平成18年4月、「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を発出し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対する少年指導委員による援助等について都道府県警察に指示した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		xiii ◎平成18年5月、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対する少年指導委員による助成等の事項を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。
		xiv ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定を踏まえ、都道府県警察に対し犯罪被害や虐待を受けた子どもに対する支援の強化等について指示。
	法務省	i ◎被害者支援員が全国の地方検察庁に配置されており、被害者からの相談への対応及び各種情報提供、法廷への案内・付添い、被害者支援機関等との連絡調整などを実施しているが、平成16年4月からは、大規模庁に常時複数名を配置するなどの態勢の強化に努めている。
		ii ◎全国の地方検察庁に被害者ホットラインを設置している。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、被害者対策の推進を図るため、276百万円を要求中。
		iv ○（再掲：第1-3-①-法-iv）更生保護官署による、仮釈放審理における犯罪被害者等からの意見聴取等について、平成19年通常国会への法案提出等を含め、検討中。
		v ○（再掲：第1-3-①-法-v）更生保護官署による犯罪被害者等支援制度の実施のため、99百万円を要求中。
	文部科学省	i ○平成19年度において、事件・事故後の心のケアの問題への取組に係る予算（167百万円）を要求中。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、教育相談体制を一層充実させるため、各都道府県・指定都市が、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施する「スクールカウンセラー活用事業補助」に係る予算（4,323百万円）を要求中。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、小学校段階における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」を配置するための予算（500百万円）を要求中。
	厚生労働省	i ◎精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、PTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。
		ii ◎平成18年度において、PTSD対策のため、PTSD対策事業費（15百万円）を措置した。
		iii ○平成18年度において、引き続きPTSD専門家養成研修を実施。
	海上保安庁	i ◎「被害者支援連絡協議会」へ参画し、被害者支援ネットワークの構築に寄与している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎(再掲:第1-3-①-海-iii)被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保
		iii ◎部署等において、職員を「犯罪被害者対策主任者」として指定し、犯罪被害者等に対する支援を実施している。
		iv ○平成19年度において、犯罪被害者等の支援体制の強化のため、本庁に警務管理官を要求するとともに、管区本部に11人の増員を要求中。
③ 犯罪被害に対する啓発活動の推進	内閣府	i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。
		iii ◎平成18年11月25日～12月1日の1週間、「犯罪被害者週間」国民のつどいを秋田(11月25日)、東京(11月27日)、神奈川(11月29日)、大阪(12月1日)において開催した。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、国民の理解増進のため、啓発事業等に係る予算(31百万円)を要求中。
	警察庁	i ◎職員に対して、被害者の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方等についての教育を推進するとともに、民間被害者支援団体と連携しての広報啓発活動を実施したほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者対策広報用ホームページ等による広報啓発を推進している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、被害者対策について広報するため、広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成等に係る経費(15百万円)を要求中。
		iii ◎平成18年度予算において、女性被害者犯罪防止対策経費等及び相談業務専科に係る経費(37百万円)を措置した。
	法務省	i ◎刑事手続や被害者等通知制度、犯罪被害者保護のための二法等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを作成し、検察庁や警察署等において被害者に配布するとともに、法務省ホームページにも掲載している。
	文部科学省	i ◎(再掲:第1-1-⑱-文-iii)事件、事故後の心のケアの問題等への取組に係る予算を要求中。
	厚生労働省	i ◎精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、PTSD(心的外傷後ストレス障害)専門家の養成研修等を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。
		ii ◎平成18年度において、PTSD対策のため、PTSD対策事業費(15百万円)を措置した。
		iii ○平成18年度において、引き続きPTSD専門家養成研修を実施予定。
	海上保安庁	i ◎新たに採用した職員に対し、犯罪被害者の人格の尊重を含め、人権に関する教育を実施している。



施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎海上保安官に対する各種階層別研修において海上保安業務に関する行政と法と人権の関わりを教授し犯罪被害者等への配慮を推進している。 iii ○犯罪被害者等支援に関する一層の意識向上を図るため部内通達を発出したほか、平成18年度末までに職員向けのマニュアルを作成・配布することとしている。 iv ◎海上保安庁が実施する犯罪被害者等のための施策を海上保安庁ホームページを活用して周知している。 v ◎(再掲:第1-3-①-海-v)平成19年度予算概算要求において、リーフレット作成費を要求中。
④ 被害者等の安全確保	内閣府          警察庁          法務省   海上保安庁	i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。 ii ◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。 i ◎被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸し出すなどの再被害防止措置を推進している。 ii ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等の動向を十分に把握し、的確な保護対策を実施することとした。 iii ○平成19年度予算概算要求において、被害者等に対して加害者からの危険を回避するため、避難場所確保に係る経費(32百万円)を要求中。 iv ○平成19年度予算概算要求において、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、保護対策等に係る経費(100百万円)を要求中。 i ◎検察当局において、被害者等への報復等を動機とする犯罪など、被害者等の安全を脅かす犯罪について、厳正な処罰の実現に努めている。 i ◎被害者の氏名等を推知されるような事項を被疑者その他の関係者に告げないよう配慮している。 ii ◎必要に応じ、部署と被害者等との緊密な連絡体制を構築する等、被害者等の安全確保策を講じている。
⑤ ストーカー対策、配偶者からの暴力対策の推進	内閣府	i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。 ii ◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。

施策名	省庁名	実施状況
		<p>iii ◎女性に対する暴力に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催並びに女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発活動、女性に対する暴力に関する調査研究、配偶者からの暴力に関する相談担当者への研修及びアドバイザーの派遣、ホームページを通じた配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報提供等を実施している。</p> <p>iv ○平成19年度予算概算要求において、地方公共団体との連携強化、広報・啓発活動の強化、配偶者からの暴力に関する調査研究、配偶者からの暴力の被害者支援情報サイトの更新等のため、女性に対する暴力に関する調査等経費(72百万円)を要求中。</p> <p>v ○女性に対する暴力に関する専門調査会では、現在、配偶者暴力防止法の施行状況について調査審議を行っており、関係機関や民間団体等からのヒアリング、国民からの意見募集を行うなど、課題等の把握に努めている。</p>
	警察庁	<p>i ◎ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対しては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に基づき、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講ずるとともに、抵触しない事案についても、適切な自衛・対応策の教示、関係機関の紹介、相手方への指導・警告などにより、事案に応じた適切な措置を講ずるよう努めている。</p> <p>ii ◎平成18年10月、平成16年5月から運用を開始している被害者保護のための住民票の閲覧や写しの交付の制限に係る市町村との連携確保の在り方等について、被害者負担軽減を主眼とした見直しを行い、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>iii ◎平成17年11月、迅速な警告等ストーカー行為等の規制等に関する法律の適正な運用について都道府県警察に指示した。</p> <p>iv ◎平成19年度予算概算要求において、ストーカー実務担当者専科等に係る経費(8百万円)を要求中。</p> <p>v ◎平成18年10月、ストーカー行為等の規制等に関する法律の適正な運用のためのストーカー対策マニュアルを作成し、都道府県警察に示した。</p>
	総務省	<p>i ◎総務省において、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧、写しの交付に係るガイドライン研究会」を、平成15年11月から開催し、平成16年3月、研究会において報告書を作成した。総務省は、平成16年5月31日に、当該報告書に基づき、省令及び事務処理要領の改正を行った。これらに基づき、平成16年7月1日より、地方公共団体において統一的に支援措置が講じられた。</p>
	法務省	<p>i ◎検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。</p>
	厚生労働省	<p>i ○平成19年度予算概算要求において、配偶者からの暴力対策として、婦人相談所(一時保護所)における同伴児童のケアの充実及び婦人保護施設に配置されている心理療法担当職員の心理的ケア体制の強化についてを婦人保護費(2,117百万円)で、婦人相談所一時保護所等を退所した被害者等の就職や住居の賃貸身元保証人確保対策事業の創設を児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,035百万円)で要求中。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	i ◎平成16年3月には、子ども接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度の充実等を内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正案が議員提案により国会に提出され、同年5月に成立し、同年12月に施行された。
		ii ◎平成16年11月には、一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国家公安委員会規則である「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助に関する規則」を制定した。被害者から援助の申出を受けた場合には、必要な援助を実施している。(平成17年中の援助件数:3,519件)
		iii ◎平成16年12月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定した。なお、同法の規定により設置されている配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施している。(平成17年度の一時保護件数:4,438件)
⑥ 児童虐待への的確な対応	内閣府	i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。
	警察庁	i ◎平成16年1月、「児童虐待に対する適切な対応について」を发出し、児童相談所等の関係機関とのより一層の連携の強化による児童虐待の早期発見と適切な対応について指示した。
		ii ◎平成16年9月、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」を发出し、児童虐待の早期発見、迅速かつ確実な通告、関係機関・団体との連携の強化等について指示した。
		iii ◎平成17年6月、平成16年中の被害児童が死に至った児童虐待事件の検挙状況、関係機関の関与状況等を調査し、調査結果を公表した。
		iv ◎平成17年3月、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」を发出し、要保護児童対策地域協議会への積極的参加等による関係機関と連携した児童虐待への取組の推進について指示した。また、関係省庁と「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成し、都道府県警察へ通知した。
		v ◎平成17年6月、平成16年中の被害児童が死に至った児童虐待事件の検挙状況、関係機関の関与状況等を調査し、調査結果を公表した。
vi ◎(再掲:第1-3-②-警-vii)「犯罪被害者等基本計画への対応について」を发出し、児童虐待の早期発見等に資する職員への教育等犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策を推進するよう都道府県警察に指示。		
vii ○(再掲:第1-3-②-警-ix)被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る経費を要求。		

施策名	省庁名	実施状況
		viii ◎(再掲:第1-3-②-警-x)児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化に係る経費を措置。
		ix ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し児童虐待等の被害から子どもを守るための対策の充実強化等について指示。
		x ◎平成18年9月、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」を发出し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童の支援、情報の集約と組織としての的確な対応について指示した。
	警察庁 法務省	i ◎平成17年3月「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成した。
		ii ◎平成17年6月現在の「要保護児童対策地域協議会」の設置状況は、全国2,399市町村の4.6%にあたる111か所で設置済、また、地域協議会に移行前の虐待防止ネットワークは、全市町村の46.4%にあたる1,113か所で設置済であり、合わせて全国の約半数で協議会又はネットワークが設置されており、設置の促進が図られている。
		iii ◎平成18年11月、「児童虐待防止推進月間」において、関係機関と連携して、児童虐待事案の早期発見・早期通報についての広報啓発を実施した。
	法務省	i ◎検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。
	文部科学省	i ○19年度予算概算要求において子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する訪問型の支援とその人材育成、ライフステージに応じた学習機会の提供、若い世代が幼児やその親とふれあう機会や父親の家庭教育参加促進など、すべての親やこれから親となる若い世代に対するきめ細かな家庭教育支援の取組を推進するため、「家庭教育支援総合推進事業」に係る予算(1,672百万円)を要求中。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関する冊子を作成し、厚生労働省との連携のもと母子保健の機会等を活用して、乳幼児や小学生等を持つ親に配布することを目的として、「家庭教育手帳の作成・配布」に係る予算(209百万円)を要求中。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、子育てについて学ぶ余裕がない親等が、いつでも気軽に学習をしたり、子育て情報入手できるよう、ITを活用した家庭教育支援の試行・検証を行い、より効果的な支援手法の普及を目的とした「ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業」に係る予算(44百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		<p>iv ○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開を推進するため、生活リズム向上のための普及啓発事業や先進的な実践活動等の調査研究を行うほか、新たに、脳科学等の科学的知見を踏まえた乳幼児を中心とした調査研究や、指導資料の作成、企業との連携等による全国的な普及啓発活動を推進するため、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」に係る予算(301百万円)を要求中。</p> <p>v ◎国内・諸外国の児童虐待防止に向けた先進的取組等を収集・分析した成果をまとめた「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」(平成18年5月)を踏まえ、研修モデルプログラムの作成に向け、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」を実施している。</p> <p>vi ○平成19年度予算概算要求において、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見、早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に係る予算(1,397百万円)を要求中。</p>
	厚生労働省	<p>i ◎平成16年4月、「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待の通告義務の範囲の拡大や児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等が行われた。</p> <p>ii ◎平成16年12月、児童虐待防止対策の充実・強化を図るため、「児童福祉法」を改正し、児童相談に関する市町村の役割を法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化したり、地方公共団体に要保護児童に関する情報交換を行う協議会の設置を可能にし、その運営に必要な規定の整備等を行った。</p> <p>iii ○平成19年度予算概算要求においては、発生予防対策の充実として、①生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の創設(次世代育成支援対策交付金44,000百万円の内数)、②育児支援家庭訪問事業の推進(次世代育成支援対策交付金の内数)、早期発見、早期対応体制の充実として、虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進(次世代育成支援対策交付金の内数)を要求中。</p> <p>iv ○平成19年度予算概算要求においては、児童相談所の体制強化を目的とする、「児童虐待防止対策支援事業」(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,035百万円の内数)を要求中。</p> <p>v ○平成19年度予算概算要求においては、地域小規模児童養護施設の推進(1,586百万円)や小規模グループケアの推進(1,663百万円)、ケア担当職員の質的・量的充実(5,839百万円)、里親委託推進事業の充実、児童自立生活援助事業の推進、施設等を退所する子ども等のための身元保証人確保対策事業の創設(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,035百万円の内数)等を要求中。</p> <p>vi ◎虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者の指導や支援のあり方等のプログラム開発等を行う「虐待防止福祉指導専門官(1名)」を措置した。</p>
	内閣府	<p>i ◎(再掲:第1-3-①-府-i)犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視。</p>

施策名	省庁名		実施状況
		ii	◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。
	総務省 警察庁	i	○(再掲:第1-1-③-警・総-ii)スクールサポーターの導入に係る経費の要望。
	警察庁	i	◎各自治体等において、子どもに対する防犯教室等を開催しており、警察官を派遣するなどしている。
		ii	◎平成19年度予算概算要求において、女性・子どもを犯罪から守るための施策等に係る経費(12百万円)を要求中。
		iii	◎広島県及び栃木県の女子児童が殺害される事件を受け、文部科学省と協議の上、平成17年12月6日「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を都道府県警察に発出し、通学路等における犯罪被害防止を図るよう指示した。
		iv	◎(再掲:第1-1-③-警-v)スクールサポーターの任務追加と制度の普及推進。
		v	◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出。
	文部科学省	i	○平成19年度概算要求において、学校における防犯教室の開催を推進するために40百万円を要求中。
	警察庁 総務省	i	○平成19年度地方財政計画において、防犯教室・講座の開催に要する経費を要望中。
	⑧ 被害児童へのメンタルサポート等の推進	内閣府	i
ii			◎(再掲:第1-3-①-府-i)平成17年度に講じた施策についての年次報告を国会に提出。
文部科学省		i	◎(再掲:第1-1-⑱-文-iii)事件、事故後の心のケアの問題等への取組
		ii	◎(再掲:第1-3-②-文-ii)「スクールカウンセラー活用事業補助」
		iii	◎(再掲:第1-3-②-文-ii)平成18年度において、「子どもと親の相談員」「生徒指導推進協力員」
第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止			
1 少年犯罪への厳正・的確な対応			
① 少年犯罪対策のための体制の整備		i	◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年非行防止・保護対策を行うための推進体制の整備等について指示した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ○平成19年度予算概算要求において、少年犯罪及びびぐ犯少年対策に係る経費、触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査体制の充実強化に係る経費(9百万円)を要求中。
	法務省	i ◎検察当局において、少年事件及び少年の福祉に関係する事件を重点的に担当する少年係検事等を指名し、これらの事件の処理に十全を期している。
		ii ○平成19年度において、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、少年院35人、少年鑑別所20人の増員及び32,692百万円を要求中。
② 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進	警察庁	i ◎平成17年5月、「非行少年に係る事案の適正な捜査及び調査の推進について」を発出し、ち密かつ適正な捜査及び調査の徹底について都道府県警察に指示した。
ii ◎平成17年7月、少年事件のうち軽微なものに関して行っている簡易送致について、その基準を見直すとともに、簡易送致に係る書類について犯罪捜査規範を改正した。		
iii ○平成19年度予算概算要求において、厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進のため、鑑定謝金等に係る経費(2百万円)を要求中。		
	法務省	i ◎非行事実を十分に解明し、少年に適切な保護を加えるため、検察当局において、所要の捜査を行った上、家裁に送致するなど、適切な処分を行っている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、少年犯罪対策の推進を図るため、2,025百万円を要求中。
③ 非行少年の保護観察の在り方の見直し	法務省	i ◎平成17年3月、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備することなどを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出したが、衆議院の解散により廃案となったため、平成18年2月、第164回国会に同法律案を再提出し、継続審議とされた。平成18年11月、第165回国会の衆議院本会議において趣旨説明を行った。
ii ○平成19年度予算概算要求において、少年保護観察対象者に対する処遇の強化のため、49百万円を要求中。		
④ 少年院における処遇の充実強化	法務省	i ◎各種協議会や研修等を通じ、教育活動等の充実、職員の指導力向上等を図ることにより、被収容者一人一人の特性に応じた処遇の個別化を推進し、特に、被害者の視点を取り入れた教育の充実及び就労支援の強化に努めている。
ii ○(再掲:第2-1-①-法-iiの一部)少年院の教育処遇体制の充実強化のため、35人の増員及び21,542百万円を要求中。		

施策名	省庁名	実施状況
⑤ 触法少年事案に関する調査権限等の明確化	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成17年3月、いわゆる触法少年及びびぐ犯少年に係る事件について、警察官による調査手続を整備することなどを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出したが、衆議院の解散により廃案となったため、平成18年2月、第164回国会に同法律案を再提出し、継続審議とされた。平成18年11月、第165回国会の衆議院本会議において趣旨説明を行った。</li> </ul>
⑥ 少年法制とその運用上の問題点に関する検討	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii ◎平成18年度、「少年対話会パイロット事業」を都道府県警察において実施した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>iii ○平成19年度予算概算要求において、再非行抑止等としての「少年対話会」推進体制の充実強化に係る経費(3百万円)を要求中。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し「少年対話会」の推進等について指示。</li> </ul>
	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎政府は、平成18年6月、少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条の規定に基づき、同法の施行日である平成13年4月から平成18年3月までの間における同法による改定後の規定の施行状況について、国会に報告した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii ○上記 i の改定後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずることとされている。今後も、上記③⑤の点を含め、各方面での議論等を踏まえて所要の対応を図る。</li> </ul>
2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組		
① 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎ 少年補導センター機能の充実強化を図るため、センター職員等の知識や能力の向上を目的としたブロック研修会、都道府県単位での青少年育成関係機関等の連絡調整会議等を引き続き開催する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii ○平成19年度予算において、引き続き少年補導センター機能の更なる充実強化を図るため、青少年育成支援相談活動充実強化経費(124百万)を要求中。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を发出し、街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置の推進について指示した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii ◎(再掲:第2-1-⑥-警-i)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」の公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>iii ◎平成17年7月、全国で活動している少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等を電子教材としてまとめ、警察庁ホームページにて公表した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を发出し、不良行為少年の発見、補導活動の強化等について都道府県警察に指示。</li> </ul>



施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	v ○平成19年度予算概算要求において、少年補導職員の活動の支援を行うため、少年補導職員の活動支援に必要な経費、少年警察補導職員研修会等の費用に係る経費(244百万円)を要求中。
		vi ○平成19年度予算概算要求において、少年指導委員の活動の充実化を図るため、歓楽街等における環境浄化対策の推進に係る経費(15百万円)を要求中。
		vii ◎〔再掲：第1-3-②-警-x i〕「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を发出し、少年の補導活動等を行う少年指導委員制度の適正かつ効果的な運営について指示。
		viii ◎〔再掲：第1-3-②-警-x ii〕少年の補導活動等に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができることなどを内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行。
		ix ◎〔再掲：第1-3-②-警-vi〕家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について都道府県警察に指示。
		x ◎〔再掲：第1-1-③-警-vii〕「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化等について指示。
	文部科学省	i ○〔再掲：1-3-⑥-文-vi〕「問題を抱える子ども等の自立支援事業」
② 暴走族等の非行集団対策の推進	警察庁	i ◎「暴走族対策関係省庁会議における申合せ」(平成13年2月)を踏まえ、違法行為の指導取締りを徹底して行う。
		ii ◎平成18年上半期において、道路交通法違反、道路運送車両法違反等で21,423人の暴走族構成員を検挙(うち1,996人逮捕)。前年同期比で、い集・走行回数は359回(15.0%)減少し、暴走族に関する110番は、6,567件(18.6%)減少した。
		iii ◎道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)のうち、暴走族対策の強化(共同危険行為等の禁止違反に係る規定の見直し、騒音運転等に対する罰則の新設及び消音器不備に係る罰則の引上げ)に係る規定が平成16年11月1日から施行された。平成18年上半期は、共同危険行為等の禁止違反により133件1,320人を検挙した。
	法務省	i ◎検察当局において、暴走族対策条例違反を含め、暴走族関連事件について、厳正な捜査処理に努めている。
	環境省	i ◎平成18年度において、新たな規制を検討するため、自動車による市街地走行時における騒音対策についての検討調査のための経費(8百万円)を措置した。 ii ◎不正改造による騒音を防止するため、平成17年6月に「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問を行い、現在、中央環境審議会において審議を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎不正改造による騒音を防止するため、平成18年度において、騒音規制法に基づく規制強化のため、自動車単体からの騒音対策について検討調査を行うための経費(28百万円)を措置した。
	警察庁 国土交通省	i ◎暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除すべく、平成18年6月を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」とし、警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施した。
③ 少年に対する暴力団の影響の排除	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、暴力団の影響の排除の推進について指示した。
		ii ◎「少年に対する暴力団の影響の排除」への取組みを平成16年中における暴力団総合対策の重点の一つとして強化するよう全国都道府県警察に指示し、また、平成16年10月には、「組織犯罪対策要綱」を発出して、少年に対する加入強要等に対する暴力団対策法による命令の発出等の措置を的確に講じることとしているところであり、平成18年上半期中、全国で、暴力団対策法に基づく少年に対する加入強要・勧誘に係る中止命令21件及び脱退妨害に係る中止命令6件を発出している。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議等に係る経費(6百万円)を要求中。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-vi)家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について、暴力団等が関与する福祉犯の積極的な取締り等を都道府県警察に指示。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等にかかわる少年の福祉を害する暴力団犯罪について、厳正に対処している。
④ 深夜徘徊や家出を抑制するための取組の推進	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進について指示した。
		ii ◎「平成15年中におけるカラオケボックスに関係する少年非行等の状況について」を取りまとめ公表した。
		iii ◎(再掲:第2-1-⑥-警-i)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」の公表。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-iv)「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、不良行為少年の発見、補導活動の強化、不良行為少年が立ち寄る可能性が高い営業の営業者に対する協力依頼について指示。
		v ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表。
		vi ◎(再掲:第1-3-②-警-vi)「家出少年及び福祉犯被害少年等の発見保護活動の強化について」
		vii ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出。
		viii ○平成19年度予算概算要求において、家出人特別捜索等の費用に係る経費(3百万円)を要求中。



施策名	省庁名	実施状況
		viii ◎平成18年4月、「映像送信型風俗特殊営業に係る年少者利用防止措置並びに店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る年齢確認措置の徹底について」を発出し、これらの営業者による年少者利用防止措置及び年齢確認措置状況の確認等を都道府県警察に指示した。
		ix ◎（再掲：第1-3-②-警-x iii）性風俗関連特殊営業の違法広告に対する罰則の整備等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行。
	文部科学省	i ○平成19年度予算概算要求において、青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題の深刻化を踏まえ、全国レベル及び地域レベルの推進体制を整備し、安全・安心なメディア利用のための意識醸成や広報啓発活動を行うとともに、メディア対応能力等を育成するためのモデル事業及び所要の調査研究を実施するための経費（110百万円）を要求中。
		ii ○平成18年度内に、関係団体に対して、青少年の健全育成の観点から、有害な情報への自主的措置等の適切な配慮について要請する。平成19年度においても実施する予定。
⑥ インターネット上の有害コンテンツ対策の推進	内閣府	i ◎（再掲：第2-2-⑤-府-i）指針に基づき、関係業界に自主的な取組を一層推進するよう依頼。
	内閣官房 内閣府	ii ◎平成18年11月、高市内閣府特命担当大臣（青少年育成・IT担当）から携帯電話事業者3社社長に対して、青少年が用いる携帯電話のフィルタリングサービスの一層の普及に向けた取組の推進について依頼した。
		i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、インターネット上の有害コンテンツ対策の推進について指示した。
		ii ◎「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発ビデオを作成し、都道府県警察本部に配布した。
		iii ◎平成18年7月、「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察本部に配布した。
		iv ◎出会い系サイトを利用した犯罪から児童を守るため、児童、保護者等に対する広報啓発及び出会い系サイト事業者に対する適正な運用を促進する目的で、「出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ」を平成17年12月、公開した。
		v ◎平成16年10月、全国少年補導員協会が実施したボランティア研修に講師を派遣し、同協会が行うサイバーパトロール活動推進上の留意事項等について情報発信するなどの支援を行った。
vi ◎（再掲：第1-3-②-警-iv）「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、フィルタリング機能に関する広報啓発活動の強化について指示。		

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	vii ◎平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を発出し、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの利用促進等について都道府県警察に指示した。
viii ◎平成17年度総合セキュリティ対策会議(情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携の在り方について検討を実施するため、平成13年度に設置した会議)において、「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」として、インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報についての通報を受け付け、その情報について一定の基準に基づいて判断を行い、警察への通報やプロバイダや電子掲示板の管理者等に削除依頼等を行う仕組みであるインターネット上の「ホットライン」について検討を実施し、報告書を取りまとめた。		
ix ◎子どものサイバー犯罪被害の抑止等について広報啓発活動を推進するよう都道府県警察に指示を行い、講習会等活動の積極的な実施を図った。		
x ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、インターネット上の違法・有害情報対策等の推進を図るよう指示。		
x i ○平成19年度予算概算要求において、ネット上の有害環境対策として、サイバーボランティア等による有害環境浄化活動の推進等に係る経費(93百万円)を要求中。		
x ii ○平成19年度予算概算要求において、インターネット上の違法・有害サイト等への対策の強化等のための経費(116百万円)を要求中。		
x iii ◎平成18年4月、警察庁において、インターネット上の違法・有害情報が子どもにもたらす弊害について幅広く議論を行うため、「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を設置し、同年9月、中間的報告「携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために-これまでの審議から-」を公表し、都道府県警察、関係機関・団体等に周知した。		
x iv ◎(再掲:第2-2-⑤-警-viii)「映像送信型風俗特殊営業に係る年少者利用防止措置並びに店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る年齢確認措置の徹底について」の発出。		
x v ◎平成18年5月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく児童による利用の防止の徹底について」を発出し、児童による出会い系サイトの利用防止の徹底を図るため、同法に基づく出会い系サイト事業者に対する警告等の実施について都道府県警察に指示した。		
x vi ◎平成18年5月、「「インターネット・ホットラインセンター」の運用開始に伴う警察における対応について」を発出し、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的かつ効率的に推進するための警察の対応について都道府県警察に指示し、同年6月、ホットライン業務の運用を開始した。		

施策名	省庁名	実施状況
		<p>x vii ◎インターネット上の違法情報について、都道府県警察からプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼を円滑に行うため、平成18年11月、削除依頼を行う際の手続や様式について整理した「インターネット上の違法情報に関する削除依頼実施要領の策定について」を发出し、都道府県警察に対して同要領に従った適切な運用を行うよう指示した。</p> <p>x viii ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、インターネット環境対策の推進、子どもの非行や犯罪被害を助長するおそれのある違法・有害情報への対策等の検討、学校における情報モラル教育等の推進等について指示。</p> <p>x ix ○平成19年度予算概算要求において、子どもを取り巻くインターネット環境対策に係る経費（17百万円）を要求中。</p>
	総務省	<p>i ◎平成17年度においては、インターネット上における違法・有害な情報の増大に対処し、利用者によるサイトの安全性の判断に資する観点から、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すマークの活用に向けての取組を推進するための予算を確保し、開発・実証を行った。平成18年度においては、当該取組の普及・啓発などを通じて、引き続き民間における自主的な取組を推進する。</p> <p>ii ◎総務省では、インターネット上における自殺予告事案へのプロバイダ等の対応について、電気通信関連4団体及び警察庁と検討し、その結果、平成17年10月5日、電気通信関連4団体において、自殺企図者の人命保護の観点から、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を促すためのガイドラインを策定し、運用している。</p> <p>iii ◎平成17年8月から、学識経験者、プロバイダ等から成る「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討し、平成18年8月に最終報告書を公表した。これを受け、平成18年11月に、電気通信関連4団体によって「インターネット上の違法情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が策定された。</p> <p>iv ○（再掲：第1-2-⑬-総-iv）インターネット上の違法・有害情報等の実態調査・分析強化のための予算を要求中。</p>
	文部科学省	<p>i ○（再掲：第2-2-⑤-文-i）「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る予算を措置。</p> <p>ii ○（再掲：第2-2-⑤-文-ii）18年度も関係団体に対して青少年の健全な育成の観点から有害な情報への適切な配慮を要請する予定。</p>
	経済産業省	<p>i ◎インターネット上の違法・有害なコンテンツ（性・暴力）に対応したレーティング基準（Safety Online3）の整備を進めるとともに、関係事業者による「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」の実施と合わせ、セミナーの開催等を通じ普及啓発を進めているところ。</p>

施策名	省庁名	実施状況	
⑦ 少年及び保護者に対する相談活動の強化	内閣府	○平成19年度予算概算要求において、少年補導センターが、家庭・教育・非行・就労等の様々な問題を抱える青少年の相談窓口となり、地域の関係機関とも連携しながら個別的・継続的支援を行い得る体制に向けて、効果的な取組を試験的に実施し、それにより得られた成果を全国に普及させることをもって、少年の立ち直り支援を強力に推進することを目的として、少年補導センターを活用した青少年の社会的自立のための総合的支援モデル事業(仮称)(15百万円)を新規に要求中。	
	警察庁	i	◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年及び保護者に対する相談活動の強化について指示した。
		ii	◎平成17年3月、「社団法人全国少年補導員協会による「インターネット利用による少年相談活動」への協力について」を発出し、少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力を都道府県警察に指示した。
		iii	◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、少年及び保護者に対する相談活動の強化等について指示。
		iv	○平成19年度予算概算要求において、少年及び保護者に対する相談活動を強化するため、全国少年相談フォーラムの開催等に係る経費(57百万円)を要求中。
		v	○(再掲:第1-1-③-警-vii)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、相談しやすい窓口の整備、ボランティアによる相談活動等のための教材の作成等について指示。
		vi	○平成19年度予算概算要求において、非行少年等の立直りに支援に係る経費(17百万円)を要求中。
	文部科学省	i	○(再掲:第1-3-②-文-ii)「スクールカウンセラー活用事業補助」
	文部科学省	ii	○(再掲:第1-3-②-文-iii)「子どもと親の相談員」「生徒指導推進協力員」
	厚生労働省	i	◎(一部再掲:第1-3-⑥-厚-ii)児童福祉法の改正により、児童相談に関する市町村の役割を法律上明確化。
		ii	◎(再掲:第1-3-⑥-厚-iv)「児童虐待防止対策支援事業」を実施。
iii		◎児童相談所一時保護所において、心理療法担当職員の配置の充実を図っている。	
⑧ 非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上		i	◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、非行防止教室等の開催による教育及び啓発について指示した。
		ii	◎平成16年9月、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力について(通達)」を発出し、厚生労働省及び都道府県が主催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動に協力し、薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努めるよう指示した。

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	iii ◎平成16年10月、「非行防止教室等の積極的な実施・開催について」を発出し、非行防止教室等の実施・開催の推進について指示した。	
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-iv)「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。	
		v ◎(再掲:第2-2-⑥-警-vii)「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」の発出。	
		vi ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化等について指示。	
		vii ○平成19年度予算概算要求において、少年非行防止に関する広報啓発活動に係る経費(7百万円)を要求中。	
		viii ○(再掲:第2-2-⑤-警-vi)青少年非行防止総合対策費等に係る経費を要求中。	
		ix ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、学校における非行防止教室の充実等について指示。	
		法務省	i ◎検察当局においては、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ホームページ及び検察庁ホームページにおいても、少年層を対象としたコーナーを作成している。
			ii ◎「学校担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議など、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。
iii ○平成19年度予算概算要求において、「中学生サポート・アクションプラン」推進のため、58百万円を要求中。			
文部科学省	i ○平成19年度予算概算要求において、学校に於ける薬物乱用教育の充実を図るため①薬物乱用防止教室の推進、②シンポジウムの開催、③広報啓発活動の推進、④MDMA等合成麻薬及び脱法ドラッグ乱用防止の緊急対策、⑤薬物乱用防止に関する学校・地域連携推進事業に関する予算として116百万円を要求中。		
警察庁 文部科学省	i ◎平成18年5月、文部科学省と警察庁は共同して、学校現場において非行防止教室を実施する際の教師用資料として「児童生徒の規範意識を育むための指導資料」を作成・公表し、すべての学校等に配付した。		
	i ◎薬物乱用防止キャラバンカーの派遣や『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』の全国展開による広報啓発活動等を実施している。		



施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	ii ○平成19年度予算概算要求において、引き続き薬物乱用防止キャラバンカーの派遣等を実施するための予算(183百万円)を要求中。
		iii ◎近年増加傾向にあるMDMAや大麻、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の乱用に対応するための重点的な啓発活動を実施した。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、引き続き近年増加傾向にあるMDMAや大麻、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の乱用に対応するための予算(25百万円)を要求中。
⑨ 学校における道徳教育の推進	文部科学省	i ○平成19年度予算概算要求において、「道徳教育推進事業」等に係る予算(737百万円)を要求中。
⑩ 家庭における教育・啓発の充実	文部科学省	i ○(再掲:第1-3-⑥-文-i)家庭教育支援総合推進事業
		ii ○(再掲:第1-3-⑥-文-ii)家庭教育手帳の作成・配布
		iii ○(再掲:第1-3-⑥-文-iii)ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業
		iv ○(再掲:第1-3-⑥-文-iv)子どもの生活リズム向上プロジェクト
	厚生労働省	i ○小学生の保護者向け薬物乱用防止読本の作成・配布予定。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、小学生の保護者向け薬物乱用防止読本を作成・配布するための予算(18百万円)を要求中。
⑪ 地域社会における教育と少年の居場所づくりの促進	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進について指示した。
		ii ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、非行少年の立直り支援対策として、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会に係る経費(3百万円)を要求中。
		i ○平成18年度において、地域の大人の協力を得て、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、放課後や週末等に様々な体験・交流活動を推進する「地域教育力再生プラン(地域子ども教室推進事業)」を全国で実施。平成19年度予算概算要求において、新たに「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」として要求中。
		ii ◎(再掲:第1-1-①-文-i)「地域教育力再生プラン(地域ボランティア活動推進事業)」にかかる予算を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	iii ○平成19年度予算概算要求において、学校における体験活動の一層の推進のため、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、それらの取組をブロックごとに開催する交流会等を通じて広く全国に普及する「豊かな体験活動推進事業」に係る予算(470百万円)を要求中。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、学校教育における児童生徒の主体性を重んじた長期宿泊活動を推進し、児童生徒の生活や学習における意欲や集団の一員としての態度など社会人としての基礎的な資質の養成・強化を図る「学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト～仲間と学ぶ宿泊体験教室」に係る予算(590百万円)を要求中。
	厚生労働省	i ◎小中学生やその保護者世代を対象とした薬物問題に関する対話集会を開催している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、引き続き対話集会を開催するための予算(3百万円)を要求中。
⑫ 社会適応上支援を必要とする少年への積極的対応	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進について指示した。
		ii ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表。
		iii ○(再掲:第2-2-⑪-警-iii)非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会に係る経費の要求。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進に係る経費(7百万円)を要求中。
		v ○(再掲:第2-2-⑦-警-vi)非行少年等の立直り支援に係る経費の要求。
	文部科学省	i ○平成19年度予算概算要求において、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築するため、「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」に係る経費(51百万円)を要求中。
	経済産業省	i ◎若者が自らの適性にあった職に就くことを支援するため、適職診断、カウンセリングなどのサービスを1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)モデル事業を推進。平成17年度は、20のモデル地域を選定して実施。
ii ◎平成18年度においてワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)モデル事業を引き続き推進するため予算を確保。【18年度予算 5,250百万円】		
⑬ 不登校、ひきこもりの少年に対する社会参加の支援		i ○(再掲:1-3-⑥-文-vii)「問題を抱える子ども等の自立支援事業」

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	ii ○平成19年度予算概算要求において、不登校児童生徒に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し、効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の研究を委託する「不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」に係る経費(104百万円)を要求中。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年や不登校等の子どもたちに対し、社会体験、自然体験及び生活体験に取り組む事業を実施し、青少年の社会的自立の遅れや不適應に対応した取組の推進を図る「青少年の意欲向上・自立支援事業」にかかる経費を298百万円を要求中。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-3-②-厚)精神保健福祉相談の実施。
		ii ◎ 思春期精神保健対策事業 精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、思春期精神保健専門家研修を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。
		iii ◎平成18年度において、思春期精神保健対策のため、思春期精神保健対策事業費(16百万円)を措置した。
iv ◎「ひきこもり」ガイドラインの作成・普及 精神保健福祉センター、保健所等の相談機関で相談・支援業務に携わる保健師、精神保健福祉士等の専門家向けに「ひきこもり」対応ガイドラインを作成、配布し、相談業務の充実を図っている。		
v ◎ 思春期精神保健ケースマネジメント 平成13年度から平成15年度まで7都県において「ひきこもり」を含む思春期の問題行動について、地域の関係機関が連携してチームを編成することにより的確な支援を行う「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」を実施した。平成17年4月に地域における思春期精神保健活動の参考として利用できるよう報告書の作成を行い都道府県・指定都市へ送付した。		
⑭ 児童自立支援施設の充実等	厚生労働省	i ○平成19年度予算概算要求において、児童自立支援施設の充実を図るため、国立更生援護所運営費(834百万円)、児童入所施設措置費等負担金(児童自立支援施設関係(3,494百万円))、児童自立生活援助事業費(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,035百万円の内数))を要求中。
3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化		
① 関係機関等の連携による少年サポートチームの普及促進	内閣府	i ◎非行少年等に対して、予兆の把握、深刻化する前の段階での対応等を可能とするための少年サポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方をまとめた「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」を平成16年9月10日、少年非行対策課長会議において申し合わせ、地方公共団体に対して周知し、取組の一層の普及促進を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を发出し、少年サポートチームの普及促進及び活動の活性化について指示した。
		ii ◎各都道府県において進められている関係機関との連携のうち、実効性の高い施策を「関係機関と連携した少年非行防止対策の在り方と先進事例」としてまとめた。
		iii ◎（再掲：第2-1-⑥-警-i）「少年非行防止法制の在り方について（提言）」の公表。
		iv ○（再掲：第2-2-⑪-警-iii）非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会に係る経費の要求。
		v ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、関係機関の連携した少年サポートチームの拡充等について指示。
		vi ○（再掲：第2-2-⑦-警-vi）非行少年等の立直り支援に係る経費の要求。
② 少年問題に関する共同研究	内閣府 警察庁	i ◎平成17年度より、少年による非行事案の再発予防と少年非行の防止に資するため、学識経験者及び関係省庁等の職員で構成する「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議を開催し、関係省庁等連携による非行等の少年問題に関する継続的な共同研究を実施している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、引き続き関係省庁等連携による非行等の少年問題に関する継続的な共同研究を実施するため、少年非行事例等に関する調査研究事業費（10百万円）を要求中。
第3 国境を越える脅威への対応		
1 水際における監視、取締りの推進		
① 国際海空港における連携体制の確立	内閣官房	i ◎平成16年1月に内閣官房に設置された「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施。（平成18年12月現在、11回実施）
		ii ◎同時に枢要な国際空港(2)・港湾(5)に設置された空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応合同訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進。
		iii ◎その他の国際空港(23)・港湾(118)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当官により、訓練・調整等を逐次実施。

施策名	省庁名	実施状況
② 海上警備・沿岸警備の強化	内閣府 水産庁	i ◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施。
	警察庁	i ◎平成18年上半期において、覚せい剤密輸入事犯8件を検挙し、平成18年5月には、北朝鮮ルートで覚せい剤を密輸し国内で密売して多額の利益を得ていた組織を壊滅するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。
		ii ◎平成18年上半期において、けん銃等密輸入事件32件を検挙し、12丁のけん銃を押収したところであるが、引き続きこの種の事件の取締りを強化するなど、けん銃の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。
		iii ◎平成19年度予算概算要求において、沿岸対策の強化のため、密航監視哨に係る経費(532百万円)を措置した。
	財務省	i ◎財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、不審情報の提供を求めている。
		ii ◎洋上取引や不開港等からの密輸を取り締まるため、税関監視艇による巡回を強化している。
	海上保安庁	i ◎密輸・密航の水際阻止、不法出入国等の重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロール、警戒活動を実施。また情報収集、機動的な広域捜査の展開、外国船舶への立入検査の実施を強化している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、海上警察力の充実強化のための経費(775百万円)を要求中。
③ 改正SOLAS条約への対応	内閣府	i ○平成19年度予算概算要求において、船舶油濁損害賠償保障法に基づく入港通報処理業務等及び立ち入り検査、国際船舶・港湾保安法に基づく船舶保安立ち入り検査のための経費(2百万円の内数)を要求中。
	国土交通省	i ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
		ii ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を行っている。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化のための経費を要求中。また、港湾施設におけるフェンスや監視カメラの設置等港湾保安体制の整備・強化を図るとともに、さらにその質を向上するため、閉鎖性海域におけるテロ事案対応の共同訓練の実施経費として(35百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○平成19年度予算概算要求において、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(22人)を要求中。
	海上保安庁	i ◎国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロ防止に努めている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく乗員・乗客名簿の事前提出義務化に伴う審査体制の強化のための経費(24百万円)及び海上保安部署の職員(11人)を要求中。
	国土交通省 海上保安庁	i ◎改正されたSOLAS条約の附属書の国内担保法として「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(国際船舶・港湾保安法)」が、平成16年4月に公布され、同年7月に施行された(一部4月施行)。
④ 物流セキュリティの強化	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	i ◎国土交通省を中心に関係省庁で「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」を平成17年3月30日に策定し、連携して施策を推進中。平成17年8月9日に、関係省庁及び関係団体からなる「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」を設置し、施策パッケージに基づく施策の推進状況の点検・評価を行い、平成18年3月に「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」、「情報交換の方法及び責任分担のあり方に関するガイドライン」等を取りまとめた。 ○現在、前述ガイドラインの実施状況に関する評価方法及び認定スキームについて検討中。
ii ◎物流セキュリティの強化と物流の効率化を図る観点から、平成17年度関税改正において、コンプライアンスの優れた者に対する輸出通関制度を導入した。(平成18年3月施行) また、18年度関税改正において、外国から本邦に到着する外国貿易船等の積荷に関する事項等の事前報告の義務化を措置し、平成19年2月1日から施行することとしている。(財務省)		
iii ◎平成19年度予算概算要求において、施策パッケージ全体の推進や電子タグを活用したコンテナセキュリティに関する検討調査等を行うための経費(116百万円)を要求中。(財務省・国土交通省)		
⑤ 社会悪物品等の密輸入の防止	警察庁	i ◎(再掲:第3-1-②-警-i)薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進。
		ii ◎(再掲:第3-1-②-警-ii)けん銃の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進。
	財務省	i ◎コンテナ貨物大型X線検査装置・車載式後方散乱線X線検査装置をはじめとする各種取締機器を増配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、警察、海上保安庁等関係機関との合同船内検査等を実施している。
		ii ◎平成18年度関税改正において、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に併せて、輸入してはならない貨物に追加した。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ○平成19年度予算概算要求において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(9,381百万円)を要求中。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、監視艇運航経費等その他監視取締関係経費(3,182百万円)を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、密輸ダイヤル等PR経費(29百万円)を要求中。
	厚生労働省	i ◎薬物密輸組織に対する視察内偵活動を強化し、関係機関とコントロールド・デリバリーを実施する等、密輸事犯を摘発した。
		ii ○薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図るため麻薬取締官の増員(16人)を要求中。
	海上保安庁	i ◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(435百万円)を要求中。
		iii ◎国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣している。
	⑥ 希少野生動植物の密輸入・違法取引の防止	警察庁
財務省		i ◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。
経済産業省		i ◎ワシントン条約締約国会合等での決議及び議論を踏まえて、適正な手続きを確保するとともに、関係国管理当局や条約事務局と緊密な連絡をとり、適正かつ厳格な審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行い、また我が国におけるワシントン条約の輸出入手続き等に関するホームページを整備し、広く啓蒙普及を図っている。
環境省		i ◎ペット業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配布を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 警察庁 環境省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省	i ◎関係省庁間で構成する「ワシントン条約関係省庁連絡会議」を開催し、条約の適切な執行に努めているほか、違法取引の取締り及び対応等について関係省庁において積極的な情報交換を行っている。
⑦ 国際郵便を利用した密輸入の防止	総務省          財務省	i ◎財務省の発表資料に基づき、銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政庁に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出したところ、多数の国から徹底する旨の回答を得た  ii ◎万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。  iii ◎国際郵便関係施設内において、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵政公社に対して要請したところ、公社から、X線検査装置等の設置場所の税関への施設提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力を行い、両者の連携により検査が効果的に行われた旨の報告を受けた。  i ◎日本郵政公社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に呈示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。  ii ◎平成19年度予算概算要求において、X線検査機器等整備のための経費(223百万円)を要求中。
⑧ 文化財の不法な輸出入の防止	財務省   文部科学省 経済産業省	i ◎不法に窃取された文化財のおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。  i ○平成19年度概算要求において、引き続き、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、「文化財不法輸出入等防止推進費」(4百万円)を要求中。



施策名	省庁名	実施状況
⑨ 盗難自動車等の不正輸出の防止	財務省	i ◎盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止するため、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置を活用し、効果的かつ効率的な検査を実施している。
		ii ◎改正道路運送車両法の施行に伴い、平成17年7月から税関においては、関税法第70条の規定に基づき、輸出抹消仮登録証明書等の確認ができない限り輸出を許可していない。また、同年7月以降、旅具通関扱いする輸出貨物の範囲から、船舶乗組員等が携帯して輸出する自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を除外し、業務通関に一本化を図った。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、コンテナ貨物大型X線検査装置運営経費(3,896百万円)を要求中。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、車載式後方散乱線X線検査装置整備経費(459百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 財務省 国土交通省	i ◎自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。
		ii ◎平成16年7月1日の改正SOLAS条約発効に伴い、国際埠頭施設にフェンス等が設置された。これらを活用した港湾における盗難自動車の不正輸出防止対策を確立するため、H18年度においてモデル港として名古屋港を設定し、地方整備局、港湾管理者、警察、税関、運輸支局、検数協会等の官民の関係者が連携した実証実験を実施し、その結果を踏まえ全国への展開を検討する。
<b>2 不法入国・不法滞在対策等の推進</b>		
① 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化	法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(214人)及び43,646百万円を要求中。
		ii ◎平成17年2月、名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置した。
	外務省	i ○平成19年度において、査証審査の強化のため、査証官の増員(10人)を要求中。
② 査証審査の厳格化と査証免除措置の見直し等	外務省	i ◎平成16年2月1日より、査証免除国であるコロンビアに対し、査証取得勸奨措置を実施。(マレーシア、ペルーについては、これ以前より実施)
		ii ◎平成18年2月2日より、日系人に係る査証審査の厳格化を実施。
③ 査証広域ネットワーク(査証WAN)の導入	外務省	i ○平成19年度予算概算要求において、査証WANの管理などのため、予算(710百万円)を要求中。
④ 入国審査時における在留資格審査等の厳格化	法務省	i ◎留学生・就学生が、真に勉学の意味や能力、また、経費支弁能力を有しているか否かを重要な審査項目とし、平成18年度も引き続き留学生・就学生に係る審査を厳格に行っている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、実態調査の強化を始めとする審査の厳格化を図るとともに、関係機関相互の情報交換を密にして取締りを強化するため、2,317百万円を要求中。
⑤ 出入国関連情報の相互利活用の推進	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化
		ii ○平成19年度予算概算要求において、外国関係機関との連携強化のための経費(8百万円)を要求中。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)国外における情報収集活動強化のための職員の派遣
⑥ 事前旅客情報システム(APIS)の導入・活用		i ◎入国管理の厳格化及び国際犯罪等に係る捜査・調査の効率化を図るため、事前旅客情報システムの運用を平成17年1月から開始した。
		ii ◎平成18年上半期、指名手配被疑者を始めとして合計10人を検挙した。(警察庁)

施策名	省庁名	実施状況		
	警察庁 法務省 財務省	iii ◎平成17年(1年間)にAPIS情報を基に上陸拒否事由に該当する等として退去命令を発出した事案は約350件である。(法務省)		
		iv ○平成19年度予算において、事前旅客情報システム運営のため、改修整備に要する経費(67百万円)を要求中。(警察庁)		
		v ○平成19年度予算概算要求において、事前旅客情報システム運営のため、117百万円を要求中。(法務省)		
		vi ○平成19年度予算概算要求において、事前旅客情報システム等整備運営経費(234百万円)を要求中。(財務省)		
		vii ◎APISの運用状況を踏まえ、平成18年5月17日、第164回通常国会において、航空機及び船舶の長等に乗員・乗客に関する事項の事前報告の義務化等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、公布(5月24日)から1年を越えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなっている。(法務省)		
		viii ◎平成18年度関税改正において、外国から本邦に到着する外国貿易船等の旅客及び乗組員に関する事項の事前報告の義務化を措置し、平成19年2月1日から施行することとしている。(財務省)		
		⑦ 旅券等の偽変造対策及び不正受給対策の推進	警察庁	i ◎平成15年度から4力年計画で、旅券等の偽変造対策の強化のため、不法滞在対策用装備品(可搬式偽変造旅券判定機等)の整備を行った。
			法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、上陸審査時に外国人から個人識別情報を取得するための改正入管法を施行するため、3,931百万円を要求中。
ii ○平成19年度予算概算要求において、偽変造文書発見のための鑑識機器等を強化するため、78百万円を要求中。				
iii ◎(再掲:第3-2-①-法-ii)名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置。				
外務省	i ○平成19年度予算概算要求において、IC旅券発給に係わる経費(9,090百万円)を要求中。			
	ii ◎券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した旅券法改正案の成立を受け、平成18年3月20日の申請分からIC旅券の発行を開始した。			
経済産業省	i ◎平成17年11月に、(財)ニューメディア開発協会において、各国の電子パスポート及び読み取り装置を対象に相互運用性の検証を開始しており、平成19年度予算においては、各国の電子パスポート等の相互運用性検証を引き続き行うとともに、その結果に基づいて国際標準化に向けた提案を検討する。【平成19年度予算概算要求額 4.5百万円】			

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 警察庁 法務省 外務省 経済産業省 国土交通省	i ◎旅券のIC化とそれを活用した出入国管理の強化等を検討するために設置された「e-Passportの導入・活用に関する関係府省連絡会議」(平成16年5月25日関係各府省申合せ)において緊密な意見交換を行っている。
		ii ◎(再掲:第3-2-⑦-経-ii)平成17年11月に、(財)ニューメディア開発協会において、各国の電子パスポート及び読み取り装置を対象に相互運用性の検証を開始し、検討を行う。
⑧ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	i ◎毎年6月中を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定しており、平成18年は来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の推進及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動の推進等を図った。
		ii ◎平成18年上半期における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の検挙件数は5,384件、検挙人員は4,653人で、そのほかに同法第65条の規定に基づき、4,090人を逮捕後に入国警備官に引き渡した。これらを合わせると、同年上半期における同法違反の被疑者数は8,743人で、前年同期に比べ261人増加した。
		iii ◎(再掲:第3-2-⑦-警-i)平成15年度から4カ年計画で、不法滞在者対策用装備品の整備を行った。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な不法滞在事件について、厳正に対処している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、不法滞在者の摘発を強化し、退去強制を効率的に行うため、4,162百万円を要求中。
		iii ○平成19年度に東京入国管理局の摘発方面隊等を拡充するため、入国警備官の増員(66人)を要求中。
		iv ◎平成18年5月17日、第164回通常国会において、退去強制の迅速・円滑化を図るため、退去強制令書の発付を受けた者のうち自費出国の許可を受けた者については、本国送還の原則を緩和して本国以外の受入れ国への送還を可能とすること等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、同年11月24日から施行されることとなっている。
	警察庁 法務省	i ◎効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに、出入国管理及び難民認定法第65条の活用拡大について合意し、実施している。
ii ◎平成18年3月に開催された「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」において、警察・入国管理局による合同摘発に向けた更なる連携の強化について合意した。		
⑨ 外国人登録制度の運用の厳格化		i ◎外国人登録証明書の見方及び不法就労防止に関する広報パンフレットを作成・配布している。
		ii ◎不法滞在者からの新規登録申請について、居住事実確認の厳格化を行った。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	iii ○平成19年度予算概算要求において、外国人登録証明書を合法滞在を装うために悪用されないよう外国人登録制度の運用を厳格化等するため、6,009百万円を要求中。 iv ◎偽変造防止対策のため、外国人登録証明書のデザインを一部変更した。
⑩ 留学生・就学生、研修生等の受入れに関する諸対策の推進	文部科学省	◎平成19年度予算概算要求において、真に勉学を目的とした留学生等の受け入れを一層図るため、留学生交流関係予算(44,117百万円)を要求中。
	法務省	○平成19年度予算概算要求において、外国人研修生等に対する指導及び実態調査を充実させるため、113百万円を要求中。
	警察庁 法務省	◎警察庁、法務省等からなる「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」を設置し、不法就労等の目的で「日本人の配偶者等」、「留学」、「就学」等の在留資格で入国する者やこれらの者を仲介しているブローカー等の徹底した取締りを図るための緊密な情報交換等を実施している。
	警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	◎留学生の受入れに関し、諸施策の充実及びその円滑かつ効果的な推進を図るため、平成17年2月、関係省庁からなる「留学生交流に関する関係省庁連絡会議」(課長級)を開催し、留学生を装った不正入国・不正滞在を防止するための実行ある具体的施策について討議した。

施策名	省庁名	実施状況
⑪ 日系外国人の就労・就学の支援	文部科学省	i ○平成19年度予算概算要求において、外国人の不就学の子どもに対する就学促進を図るため、関係機関等と連携した就学支援に関する実践研究や就学啓発資料の作成等を行う「外国人児童生徒就学促進プラン」(185百万円)を概算要求中(外国人の生活環境適応加速プログラム)。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行うため、地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの構築を行う「帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」に係る経費(50百万円)を平成18年度に引き続き概算要求中。
	厚生労働省	i ◎日系人失業者及び不就学又は不就労の若年者が多く集住する地域における、職業ガイダンス、キャリア形成相談等、これらの者の早期就職を支援するための施策を実施しているところである。
⑫ 在留資格取消し制度の新設	法務省	i ◎平成16年5月、第159回通常国会において、在留資格取消し制度の新設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、施行されている。
⑬ 外国人の就労、宿泊時の身分確認の厳格化等	法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、19百万円を要求中。
	厚生労働省	i ◎旅館業法施行規則を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合について国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とした(平成17年4月1日施行)。
		ii ◎都道府県等に対し、旅館等の営業者に、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保存を求める旨の通知を発出するとともに、関係業界団体に対して各営業者への周知を依頼(平成17年2月)し、さらに平成17年7月及び11月にも都道府県に対して営業者に対する周知を依頼するなど、継続的な周知に努めている。
	iii ◎外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針を策定し、外国人労働者の採用に当たって、在留資格の確認をするよう事業主指導を行っている。 なお、労働政策審議会において、不法就労防止や雇用管理改善の観点から、外国人雇用状況報告の義務化・内容拡充について検討中である。	
⑭ 不法滞在・不法就労防止のための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	i ◎来日外国人対策とテロ対策に関し政府が行う施策について、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。
		i ◎平成18年上半期の人身取引事犯の検挙件数は32件、検挙人員は36人であり、38人の被害女性等を確認した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎(再掲:第3-2-⑧-警-i)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」における取締りの徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動等の推進。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼びかけるリーフレットに係る経費(2百万円)を要求中。
		iv ○人身取引事犯の取締り強化と被害者保護の適正を図るため、平成18年12月に人身取引対策事務担当者による第3回コンタクトポイント会議を開催予定。
	法務省	i ○(再掲:第3-2-⑬-法-i)外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、19百万円を要求中。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第3-2-⑬-iii)事業主に対する広報啓発を推進しているところである。
	警察庁 法務省 厚生労働省	i ◎「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」(局長級)(平成18年3月)及び「不法就労外国人対策等協議会」(課長級)(同年5月)を開催し、「事業主団体等に対する行政指導及び啓発活動の強化」「不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的実施」等について重点的に取り組むことを合意した。
⑮ 悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化	警察庁	i ◎毎年6月に「風俗実態把握強化期間」を、11月には「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、人身取引事犯を含めた外国人雇用関係事犯における悪質ブローカー、雇用主等の摘発を強化している。
		ii ◎平成18年上半期の外国人労働者に係る雇用関係事犯の検挙件数は180件、検挙人員は182人であった。
		iii ◎(再掲:第3-2-⑧-警-i)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」における取締りの徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動等の推進。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-x iii)風俗営業の許可の欠格事由への人身売買罪(刑法に新設)の追加、店舗型性風俗特殊営業等を営む者に対する接客従業者の就労資格確認の義務付け等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行。
		v ○平成19年度予算概算要求において、人身取引等の被害者の早期保護を図るため、匿名通報モデル事業に要する経費(40百万円)を要求中。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な不法就労助長事件等について、厳正に対処している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化を含む不法就労対策のため、351百万円を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	◎(再掲:第3-2-⑭-i)事業主に対する広報啓発を推進しているところである。 なお、外国人雇用状況報告の義務化・内容拡充について検討中である。
	警察庁 法務省	◎(再掲:第3-2-⑩-警法-i)警察庁、法務省等からなる「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」において緊密な情報交換等を実施。
	警察庁 法務省 厚生労働省	◎平成18年6月、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる「不法就労外国人対策等協議会」(課長級)は、日本経済団体連合会等の経営者団体に対して不法就労防止に関して説明会を実施して、外国人の不法就労の防止に関する協力依頼を行った。
⑯ 人身取引等に係る行為を処罰するための法整備に関する検討	法務省	◎平成17年6月16日、第162回通常国会において、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設するなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立し、一部の規定(条約刑法関連)を除き施行されている。
		◎平成18年3月13日、「人身取引対策行動計画」に基づき、在留資格「興行」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正を行った(同年6月1日施行)。
	外務省	◎平成17年の通常国会において、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書及び密入国議定書の締結につき国会の承認を得た。
	内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 厚生労働省	◎平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成16年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策を早急に講じることを目指して策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が連携して、行動計画に掲げられた施策の着実な推進を図っている。
⑰ 不法滞在外国人を減少させるための法整備	法務省	◎平成16年5月、第159回通常国会において、不法滞在者に係る罰則の強化、出国命令制度の新設及び在留資格取消制度の新設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、施行されている。
		◎平成18年5月17日、第164回通常国会において、出入国の公正な管理を図り、ひいては国民の生命と安全を守るため、①上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、②テロリストの入国時の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い、③本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付けることを内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立した(①は同法律の公布の日から起算して1年6月を越えない範囲内において政令で定める日から、②は同年6月13日から、③は同法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行されることとなっている。)



施策名	省庁名	実施状況
⑱ 犯罪情勢を見据えた外国人受入れ方策の検討	厚生労働省	◎平成18年6月、関係副大臣による「外国人労働者問題に関する副大臣プロジェクトチーム」においてとりまとめを行い、「専門的・技術的分野」以外に分野の受入れを検討するにあたっては、在留管理の観点も含め、慎重に検討すべきとの結論が示されたところである。
	警察庁 外務省 法務省 国土交通省 公安調査庁	◎中国国民訪日団体観光の対象地域拡大に関して、本制度の適正運用、濫用された場合の対処措置、不法滞在・不法就労等各種犯罪の問題解決のため、日中関係者間の協力・協議の仕組みを立ち上げ、平成17年7月、日中治安当局間協議において団体観光分科会を開催した。
3 来日外国人犯罪捜査		
① 来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進	警察庁	i ◎警察庁の組織改正により、来日外国人犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、暴力団対策等の組織犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置したほか、来日外国人犯罪に関する高度な捜査指導等による統一的な対策等を推進するとともに、海外捜査機関との高度な折衝事務を的確に実施するため、同部に政令職である国際捜査管理官を設置した。
		ii ◎（再掲：第1-3-④-警-ii）平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、来日外国人犯罪の捜査に当たっては、国際犯罪組織、暴力団その他の犯罪組織との関係を視野に入れ、国際犯罪組織については、その活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態等について説明を行うとともに、組織実態に即した効果的な取締りを重点を定めて行うよう指示した。
		iii ◎来日外国人犯罪の取締りを強力に推進しているところ、平成18年上半年における検挙状況（刑法犯、特別法犯）は、20,086件、9,516人で前年同期比でそれぞれ3,302件減少、1,284人減少した。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費（70百万円）を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費（24百万円）を要求中。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な来日外国人犯罪について、厳正に対処している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、外国人犯罪対策の充実強化を図るため、629百万円を要求中。
② 通訳体制の確立		i ◎警察職員の語学能力向上のため、警察庁では、国際警察センターにおいて国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施したほか、都道府県警察においても、実務的な語学教養等を実施した。
		ii ◎都道府県警察においては、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用し、通訳体制の整備に努めた。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎警察部内で対応することが困難な言語については、部外の通訳人の協力を確保する体制の整備に努めた。
		iv ◎部外通訳人に対しては、「通訳ハンドブック」等の配布や、各種研修会等の開催により刑事手続等への理解を深められるよう努めた。
		v ◎通訳人の運用に当たっては、都道府県警察に通訳センターを設置するなどして、その体制の整備に努めた。
		vi ◎外国人被疑者等との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状等にかんがみ、平成19年度概算予算において、通訳体制の確立に係る経費(1,328百万円)を要求中。
		vii ○平成19年度予算概算要求において、管区警察局単位で、通訳担当者、部内通訳人が参加する通訳能力向上のための講習等を行うなど警察通訳の能力の維持向上等に要する経費(6百万円)を要求中。
	法務省	i ◎検察当局における有能な通訳人の確保という観点から、通訳人セミナーの開催等を講じ、通訳人の質的・量的な充実を図っている。
		ii ○(再掲:第3-3-①-法-iiの一部)通訳体制の充実強化を図るため、551百万円を要求中。
	厚生労働省	i ○平成19年度予算概算要求において、引き続き通訳体制の確立・維持のための予算(17百万円)を要求中。
	海上保安庁	i ◎密輸・密航、その他外国人犯罪の被疑者との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状に鑑み、多様な言語に対応した通訳担当職員の育成、有能な民間通訳人の確保等を積極的に実施している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、通訳体制の充実強化のための経費(30百万円)を要求中。
4 外国関係機関との連携		
①国際捜査共助の充実化と条約締結の検討	法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、国際捜査共助の充実を図るため、32百万円を要求中。
	外務省	i ○アジア諸国をはじめとする他国との刑事共助条約の締結につき積極的に検討していくこととしている。
	外務省 警察庁 法務省	i ◎平成18年6月21日、日米刑事共助条約の批准書の交換が行われ、同条約は同7月21日に発効した。
		ii ◎平成16年11月、韓国との間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、平成18年1月、署名を行った。 ◎平成18年5月、同条約の締結につき、第164国会において、国会の承認を得た。(韓国においても、同年12月、国会の同意を得ており、今後批准書を交換する予定)

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成17年6月、中国との間で日中間の刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議を実施。平成18年7月、法務大臣が訪中し、日中刑事共助条約締結のための正式交渉の早期開始を中国側と確認。第1回正式交渉を平成19年1月に実施する予定。
		iv ◎平成17年7月、日中治安当局間協議(第4回)を実施し、迅速な捜査協力のための協力体制について協議。刑事共助条約について協議を継続していくことで一致。
		v ◎平成18年12月、ロシアとの間で刑事共助条約締結交渉を開始することとなった。
		vi ◎平成18年9月、香港との間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、同年11月、第2回交渉を行った。
	警察庁 法務省	i ◎日米刑事共助条約の締結に向けて、国際捜査共助の充実を図るため、警察庁と法務省の共同請議により「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年6月に成立した。(6月9日公布、同月29日施行(ただし、一部につき12月9日施行))また、この法改正に伴い、「国際捜査共助等に関する法律施行令」を同年11月に公布した。(12月9日施行)
	② 外国関係機関との連携の強化	
ii ◎平成16年1月、国家公安委員会委員長が、「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議」に出席して国境を越える犯罪に対する協力の在り方等について意見交換を行ったほか、国家公安委員会委員長が中国公安部副部長と、警察庁刑事局長が同部刑事捜査局長等と会談を行い、今後一層の連携強化に努めることを確認した。		
iii ◎平成17年1月、国家公安委員会委員長が訪中し、中国公安部長との会談で、日中警察協力を更に発展強化させることを確認した。これを受け、同年7月、第4回日中治安当局間協議が開催され、日中警察協力に関する意見交換等を行ったほか、10月、警察庁と中国公安部との協議が開催され、情報交換等を行った。平成18年12月、警察庁と中国公安部との3回目の協議を開催する予定。		
iv ◎平成17年9月、昨今の国際組織犯罪や国際テロの広がりに対抗するためには、世界各国が相互に協力して取り組むことが急務になっていること、また、我が国の治安を確保する観点からも国内対策を充実させるだけでは十分でなくなっていること等の事情から、「国際協力推進要綱」を制定し、これに基づいて、知識、技術の移転を始めとする国際協力に従来以上に積極的に取り組んでいくこととした。		
v ◎平成17年10月、中国公安部幹部らと、北京においてICPOルート等による捜査協力の迅速化等について協議を行った。		

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>vi ◎平成17年11月、「第2回東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し、巧妙化、凶悪化、国際化する組織犯罪に対処するため、韓国、フィリピン、ロシア等東アジア各国の治安機関と組織犯罪に関する情報交換を行い、国際的な連携を図った。</p> <p>vii ◎平成18年11月、第9回日韓ICPO実務担当者会議をソウルで開催し、ICPOルートを通じた捜査協力体制の強化等について協議を行った。</p> <p>viii ◎平成17年11月、国家公安委員会委員長がベトナムにおいて開催された「第2回国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会合」に出席し、テロリズム、薬物犯罪その他の国境を越える犯罪に対する参加国関係機関間の連携強化について議論した。また、国家公安委員会委員長はベトナム公安大臣と会談し、日越公安当局間の今後の連携強化の重要性を確認した。</p> <p>ix ○平成18年6月、ロシアにおいて開催された「G8司法内務閣僚会合」に、警察庁次長が出席し、テロ対策を始めとする様々な議題について、積極的に議論を行った。</p> <p>x ◎平成18年11月、ロシアにおいて開催された「G8ローマ/リヨン・グループ11国会合」に、担当職員が出席し、国内治安対策の推進を見据えた検討課題の設定等に積極的に関与した。</p> <p>xi ○平成19年1月、ロシア極東連邦管区内務総局を訪問し、日中間の警察協力に関する意見交換等を行う予定。</p> <p>xii ◎外国警察への技術協力として、平成16年には26人、平成17年には38人の職員を派遣し、また、海外からは平成16年には220人、平成17年には245人の外国警察職員を受け入れて研修を行い、外国警察との関係を強化した。</p> <p>xiii ◎平成18年度予算において、我が国の治安対策として重要な国又は地域を選定し、戦略的な外国警察職員に対する研修の実施に係る経費(12百万)を措置した。</p> <p>xiv ◎平成17年度において、ICPO犯罪情報システムが利用可能となるI-24/7システムを整備した。</p> <p>xv ◎平成19年度予算概算要求において、ICPO派遣者が派遣後に業務を円滑に遂行できるようにするため、外国語委託教養に要する経費(3百万円)を要求中。</p> <p>xvi ○平成19年度予算において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、「国際刑事警察機構憲章」第38条、第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費(661百万円)を要求中。</p>
		<p>i ◎不正薬物、銃器、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、不正薬物等の情報交換を盛り込んだ二国間税関相互支援協定等の締結に努めている。平成18年3月にはECとの間で税関相互支援協定の実質合意に至り、日本側、EC側双方において署名のための国内手続、域内手続を進めている。また、同年4月には中国との間で税関相互支援協定の締結に至っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	ii ◎世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO)や、薬物等の密輸ルートとなる国・地域への職員派遣を通じ、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。
		iii ◎主としてアジア・大洋州地域の開発途上国の税関職員を我が国に受け入れ、薬物を含む密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して、薬物等の取締りに係る情報収集・分析等に関する技術協力を実施し、関係強化を図っている。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、密輸情報収集等に係る職員海外派遣経費(77百万円)を要求中。
	厚生労働省	i ◎アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)等に出席し、情報交換を実施するとともに国際協力の促進に努めた。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、引き続き外国捜査機関との連携強化のための予算(7百万円)を要求中。
	海上保安庁	i ◎日本周辺国である中国、韓国、ロシア及び東南アジア諸国等の関係取締機関との間で国際会合や合同訓練を実施するなど、多国間及び二国間での連携・協力を強化している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、国際間捜査協力等の推進のための経費(23百万円)を要求中。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)国外における情報収集活動強化のための職員を派遣
	外務省	i ◎平成18年9月、日韓領事当局間協議を行い、査証免除後のレビューを行うと共に、韓国に対し、偽変造旅券対策、犯罪対策の強化、関係情報の提供等を申し入れた。
		ii ◎平成17年8月、治安問題に関する日韓協議を行い、偽変造旅券対策、犯罪対策、刑事共助等の協力体制強化を両国で確認した。
		iii ◎平成18年4月、日・トルコ領事当局間協議を行い、トルコ政府に対し、我が国へ入国したトルコ人の不法滞在、犯罪の問題につき、トルコ側が取るべき措置を申し入れた。
		iv ◎平成18年6月、日中領事当局間協議(第12回)を行い、中国政府に対し、中国人の不法出入国、不法滞在、犯罪の問題につき、中国側が取るべき措置を申し入れた。
	i ◎在日ブラジル人による日本国内での犯罪、及び、犯罪を犯したブラジル人の国外逃亡の増加を受け、平成18年4月に麻生外務大臣から伯外相に対して、この問題の解決のため両国が一致して取り組むことが重要である旨申し入れた。	

施策名	省庁名		実施状況
	外務省 警察庁 法務省	ii	◎平成18年8月、政府はブラジル政府に対し、日本国内で犯罪を犯し、ブラジルに逃亡しているブラジル国籍を有する被疑者数名について、ブラジルにおける国外犯処罰規定の適用に向けて、外交ルートを通じ申し入れるなど、ブラジル側への働きかけを行っている。
		iii	○今後、ブラジルでの国外犯処罰に向けた取組、ブラジルとの犯罪人引渡条約締結の可能性等、具体的方策につきブラジル側と協議を進めていく。
③ 被退去強制者についての中国当局による管理の徹底の要請	法務省	i	◎平成16年6月、法務当局において訪中の上、中国公安当局等に対して不法滞在防止策等について申し入れた。
	外務省	i	◎平成17年7月、日中治安当局間協議(第4回)において、組織的な密航者の送付、受入に対する取締強化につき一致。旅券発給手続の厳格化、管理の強化を要請。包括的個別送還の具体的協議の推進で一致。
④ 日中間における領事関係国際約束の早期締結	外務省	i	◎平成17年6月に日中政府間において領事協定締結交渉(第4回)を実施。
		ii	◎平成18年6月、日中領事当局間協議(第12回)を実施し、第5回交渉の開催につき一致。
⑤ 日中間における受刑者移送条約の早期締結等	外務省	i	◎平成17年6月、日中間の刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議において、日中間の受刑者移送に関する我が方の問題を提起し、締結交渉の開始につき中国側に提案した。
	外務省	ii	◎平成17年7月、日中治安当局間協議(第4回)において受刑者移送条約の締結交渉を開始すべく日本側から提起。
		iii	◎平成18年6月、日中領事当局間協議(第12回)を実施し、日中間の受刑者移送の必要性につき日本側より提起。
	法務省	i	◎平成18年7月、法務大臣が訪中して中国司法部長と会談し、日中間における受刑者移送条約に関して、今後とも、中国側と引き続き協議していくことを日本側より提起した。
⑥ 日中間における税関相互支援協定締結の検討	外務省 財務省	i	◎平成18年4月2日、日中税関相互支援協定を締結。現在、同協定を通じて、薬物等の密輸入に関する情報交換の促進に努めている。
第4 組織犯罪等からの経済、社会の防護			
1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進			
① 組織犯罪情報の集約、相互利活用等の推進		i	◎(再掲:第3-3-①-警-i及び第1-3-④-警-ii)組織犯罪対策部の設置及び「組織犯罪対策要綱」の発出。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ○平成19年度予算概算要求において、暴力団情報等の効果的・効率的な活用のための調査研究に係る経費(88百万円)を要求中。
		iii ◎（再掲：第3-3-①-警-iv）繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費を要求中。
		iv ○平成19年度予算において、犯罪組織に係る分析体制の強化に要する経費(14百万円)を要求中。
	法務省	i ◎検察当局において、担当検察官・検察事務官の設置や、関係諸機関との連携強化を通じて、組織犯罪情報の集約・活用を図っている。
	財務省	i ◎「密輸出入取締対策会議」等を通じて、最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図っている。
	厚生労働省	i ◎密輸出入取締対策会議や薬物対策関係取締り機関情報交換会等の会議に積極的に参加し、関係機関との積極的な情報交換を実施し、取締りの効率化を図った。
	海上保安庁	i ◎（再掲：第3-1-⑤-海-i）情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化
		ii ○平成19年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(463百万円)を要求中。
		iii ◎（再掲：第3-1-⑤-海-iii）国外における情報収集活動強化のための職員を派遣
② 組織犯罪の取締り強化と厳正な処分	警察庁	i ◎平成18年上半期において、規制薬物の密輸入に関してコントロールド・デリバリーを13件実施して組織の中核に至るまでの摘発に努めているほか、同年において、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰に係る規定を適用して65件検挙するなどし、厳正な科刑が実現されるよう努めている。
		ii ◎（再掲：第1-3-④-警-ii）「組織犯罪対策要綱」の発出。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、暴力団壊滅に向けた戦略的情報収集活動の強化に係る経費(32百万円)を要求中。
		iv ◎（再掲：第3-3-①-警-v）平成19年度予算において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費(24百万円)を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、組織の中核に至るまでの摘発を図るための特殊な捜査手法の高度化に要する経費(8百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	i ◎全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ローンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中核に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確なはく奪を図っている。
		ii ◎従前、いわゆる組織的犯罪処罰法上、犯罪被害財産の没収・追徴は禁止されていたが、平成18年12月1日施行の同法一部改正法等によって、組織的犯罪等一定の場合に犯罪被害財産の没収・追徴が可能となり、これを被害者に対して支給することが可能となった。
		iii ○(再掲:第3-3-①-法-ii)組織犯罪対策の推進を図るため、629百万円を要求中。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第3-1-⑤-厚-i)関係機関とコントロールド・デリバリーを実施する等、密輸入事犯を摘発した。
		ii ◎薬物密売組織の摘発に当たって麻薬特例法の加重処罰規定の適用に努めた結果、同法の「業としての譲渡罪」等の規定を適用した事件を摘発した。
		iii ◎インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、引き続き組織犯罪等に対する取締のための予算(576百万円)を要求中。
	海上保安庁	i ◎組織犯罪に対しては、様々な捜査手法を駆使して、組織の中核に至るまでの摘発に努めている。
		ii ○(再掲:第4-1-①-海-ii)平成19年度予算概算要求において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費を要求中。
	③ 組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討	警察庁
ii ◎平成17年4月、警察大学校に組織犯罪対策教養部を新設したほか、採用時教育、各級昇任時教育等のカリキュラムを見直し、組織犯罪に関する捜査要領等の教育を充実・強化した。		
法務省		i ◎おとり捜査、通信傍受等の活用方策等について検討を行っている。
		ii ◎いわゆる前提犯罪の拡大等の犯罪収益規制関係規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第165回臨時国会において継続審議中。



施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎(再掲:第3-1-⑤-厚-i)関係機関とコントロールド・デリバリーを実施する等、密輸入事犯を摘発した。
		ii ◎(再掲:第4-1-②-厚-iii)インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
	海上保安庁	i ◎犯罪組織等に関する情報の収集、集約、分析を行い組織犯罪の組織の中枢に至る摘発に努めている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に25名の増員を要求中。
		iii ○18年度において、組織犯罪に有効な立入検査や捜査手法等について取りまとめ、これを全管区に周知・徹底させることにより、摘発水準の向上を図る。
④ 犯罪収益の剥奪	警察庁	i ◎犯罪収益の剥奪の徹底を図るため、平成18年上半期において、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく警察の請求による起訴前の没収保全命令をそれぞれ4件、1件請求し、犯罪組織から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。
法務省	i ◎(再掲:第4-1-②-法-i)検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。	
厚生労働省	i ◎犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行うため、薬物密売組織を摘発した。	
海上保安庁	i ◎資金獲得活動に関わる違法行為を徹底的に検挙する等により、犯罪組織が保有する犯罪収益の剥奪に努めている。	
	ii ○(再掲:第4-1-①-海-ii)平成19年度予算概算要求において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費を要求中。	
	iii ○(再掲:第4-1-③-海-ii)平成19年度において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に25名の増員を要求中。	
⑤ マネー・ローンダリング対策の推進		i ◎平成18年上半期において、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく(薬物)犯罪収益等隠匿・收受事件をそれぞれ48件、8件検挙するなど、マネー・ローンダリング犯罪等の摘発の徹底を図っている。
ii ◎金融庁から提供を受けた疑わしい取引に関する情報を効果的に活用するため、平成17年3月、都道府県警察において照会可能な疑わしい取引に関する情報管理システムを稼働開始した。		

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎(再掲:第4-1-①-警ii)暴力団情報等の効果的・効率的な活用のための調査研究に係る経費(87百万円)を要求中。
		iv ◎平成17年11月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、警察庁がFATF勧告を実施するための法律案を作成するとともに、FIUを金融庁から警察庁に移管することが決定された。
		v ◎平成18年6月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「犯罪収益流通防止法案(仮称)の考え方」及び「犯罪収益流通防止法案(仮称)の概要」が決定された。
		vi ○平成19年度予算概算要求において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに関する経費(793百万円)を要求中。
	金融庁	i ◎組織的犯罪処罰法(平成12年2月施行)により、金融機関等はマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出義務が課されており(疑わしい取引の届出制度)、金融庁は、当該届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。これらの情報は捜査機関等において犯罪捜査等の端緒等として活用されている。
		ii ○平成19年度において、警察庁へのFIU移管を予定している。
	法務省	i ◎(再掲:第4-1-②-法-i)検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
	厚生労働省	i ◎マネー・ローンダリング犯罪の前提犯罪となる暴力団やイラン人等外国人密売組織等の薬物密売組織の摘発に努めるとともに、金融庁から提供を受けた疑わしい取引の情報の分析に努めた。
	海上保安庁	i ◎マネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪に関し、組織的犯罪処罰法に基づいて金融機関等から届出された疑わしい取引の情報で、金融庁において的確に集約・整理・分析された情報を活用するとともに、そのより効果的な活用方法について見直しを実施している。
		ii ○(再掲:第4-1-①-海-ii)平成19年度予算概算要求において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費を要求中。
⑥ 都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査への積極的関与	警察庁	i ◎(再掲:第3-3-①-警-i)組織犯罪対策部及び国際捜査管理官の設置。
ii ◎国際捜査管理官においては、都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査の推進状況を的確に把握し、広域的に敢行される国際組織犯罪に対して、積極的な合同・共同捜査を推進させるなど、戦略的な事件調整を行うとともに、それらに関するICPOLルート等による外国捜査機関との捜査協力を一層推進し、被疑者検挙のために必要な情報交換等を行っている。		

施策名	省庁名		実施状況
⑦ 国際組織犯罪防止条約の早期締結及び関連法の整備	法務省	i	◎組織的犯罪の共謀罪及び証人等買収罪の新設並びに犯罪収益規制関係規定及び国外犯処罰規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第165回臨時国会において継続審議中。
	外務省	i	◎平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結につき国会の承認を得た。
⑧ 執行妨害犯罪及び倒産犯罪に関する罰則の整備	法務省	i	◎①強制執行妨害については、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第165回臨時国会において継続審議中。②倒産犯罪については、破産法案及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を同国会に提出し、平成16年5月成立した。(6月2日公布)
⑨ 暴力団排除活動と行政対象暴力対策の推進	警察庁	i	◎全国都道府県警察に対して、各地方公共団体に対しコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示した。平成18年8月1日現在、全国の地方公共団体の93.3%において制定されている。
		ii	◎プロ野球暴力団等排除対策協議会において暴力団排除対策官が現状と対策について説明を行うなど、プロ野球球場等からの暴力団等排除活動を推進した。
		iii	◎民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト」(平成18年3月完成)を制作し、全国の企業や行政機関の職員等に広く民事介入暴力等の実態とこれに対する諸対策を周知させることにより、暴力団排除を啓発した。
		iv	◎平成17年中、廃棄物処理法の規定に基づき22業者を産業廃棄物処理業から排除し、また、平成15年に改正され、平成16年1月から施行された貸金業法の規定に基づき41業者を貸金業から排除するなど暴力団等による各種業への介入を阻止している。
		v	◎平成15年7月に設置された関係省庁等からなる「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」(平成18年9月)を開催し、行政対象暴力対策の取組みの強化を図った。
		vi	◎民事介入暴力による被害の防止及び回復並びに暴力団勢力の拡大阻止を図るため、警察大学校において、都道府県警察の民事介入暴力対策の担当者に対し、「民事介入暴力対策専科」を実施し、民事介入暴力への対応要領、民事手続きの基礎的知識とその活用方法について教養を行った。
		vii	◎全国暴力追放運動推進センター、都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとともに、関係機関・団体の後援を得て、「全国暴力追放運動中央大会」(平成18年11月)を開催し、暴力排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図った。

施策名	省庁名	実施状況
		viii ○平成19年度予算において、暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動中央大会経費等に係る経費(16百万円)を要求中。
		ix ◎全国暴力追放運動推進センター等と連携し、国の行政機関に対し、「行政対象暴力に関するアンケート」(平成17年8月)を実施し、暴力団の行政対象暴力の実態把握を推進した。
	警察庁 国土交通省	i ◎公共工事からの暴力団排除を推進するため、警察庁及び国土交通省が協議を行い、平成17年6月、指名を行わない業者の対象の明確化、都道府県警察と地方整備局との連携強化等について、警察庁は都道府県警察に対して、国土交通省は地方整備局及び北海道開発局に対してそれぞれ通知した。
⑩ 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底	警察庁	i ◎対立抗争等に伴う指定暴力団員による凶器を使用しての暴力行為により生じた損害につき、当該指定暴力団の代表者等が無過失損害賠償責任を負うこととするなど内容をとする暴力団対策法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年4月に成立した。
2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現		
① 啓発の充実等による青少年の薬物乱用の根絶	内閣府	i ◎国民の理解と積極的な協力を得るため、「薬物及び銃器取締強化期間」(5月及び10月)を中心に、新聞、テレビ、雑誌等の各種媒体を活用して重点的な広報を実施している。
		ii ◎国連薬物乱用根絶宣言支援事業として行われる『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』をはじめ、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)、「全国青少年健全育成強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を展開している。
	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶について指示した。
		ii ◎平成16年2月、「少年によるMDMA等の乱用防止対策の推進について」を発出し、少年によるMDMA等事案に係る実態把握及び取締りの徹底等について指示した。
		iii ◎平成18年9月に「麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力について(通達)」を発出し、厚生労働省及び都道府県が主催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動に協力し、薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努めるよう指示した。
		iv ◎平成16年10月、「大学生を対象とする薬物乱用防止のための広報啓発活動の推進について(通達)」を発出し、各大学と連携した広報啓発活動の推進について指示した。
		v ◎(再掲:第1-3-②-警-iv)「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、街頭補導等を通じた薬物乱用少年の早期発見・補導及び非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催を始めとする広報啓発活動の強化について指示。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	vi ◎平成18年5月、「薬物乱用防止広報の強化期間の実施について」を発出し、薬物乱用防止教室等の効果的な実施、関係機関・団体が実施する広報啓発活動との連携等について都道府県警察に指示した。
		vii ◎（再掲：第1-1-③-警-vi）「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、薬物乱用少年の早期発見・補導及び薬物乱用防止のための広報啓発活動の強化等について指示。
		viii ○平成19年度予算概算要求において、少年の薬物乱用防止対策として、広報啓発用パンフレットの印刷等に係る経費(27百万円)を要求中。
		ix ○平成19年度予算において、啓発の充実等による青少年の薬物乱用の根絶を図るため、インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集に係る経費(8百万円)を要求中。
		x ○（再掲：第1-1-③-警-vii）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、薬物乱用防止教育の推進について指示。
	財務省	i ◎税関職員による講演会や税関見学会等において、青少年等に対する薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、「模造麻薬見本」を展示した。
	文部科学省	i ○（再掲：第2-2-⑧-文-i）学校における薬物乱用防止教育の充実。
	厚生労働省	i ◎（再掲：第2-2-⑧-厚-i）薬物乱用防止キャラバンカーの派遣や『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』の全国展開による広報啓発活動等を実施している。
		ii ○（再掲：第2-2-⑧-厚-ii）引き続き薬物乱用防止キャラバンカーの派遣等を実施するための予算(183百万円)を要求中。
		iii ◎（再掲：第2-2-⑧-厚-iii）MDMAや大麻、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の乱用に対応するための重点的な啓発活動を実施した。
iv ○（再掲：第2-2-⑧-厚-iv）引き続きMDMAや大麻、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の乱用に対応するための予算(25百万円)を要求中。		
② 薬物密売組織の壊滅		i ◎平成18年上半期において、麻薬特例法違反（業としての薬物の譲渡し等）17件を検挙し、平成18年2月には、暴力団組員らによる覚せい剤密売事件について麻薬特例法を適用するなど、麻薬特例法の活用等による総合的な組織犯罪対策を推進し、薬物密売組織の壊滅に努めている。
		ii ○平成19年度予算において、薬物密売組織を壊滅するため、薬物取締用車の増強整備等に係る経費(39百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ○(再掲:第3-3-①-警-iv)繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費を要求中。
		iv ○(再掲:第4-1-②-警-v)組織の中核に至るまでの摘発を図るための特殊な捜査手法の高度化に要する経費を要求中。
		v ○(再掲:第4-1-⑤-警-vi)平成19年度において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに関する経費を要求中。
	金融庁	i ◎(再掲:第4-1-⑤-金-i)マネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。
		ii ○(再掲:第4-1-⑤-金-ii)平成19年度において、警察庁へのFIU移管を予定している。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の獲得及び薬物犯罪収益のはく奪に努めている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、薬物犯罪対策の強化を図るため、6百万円を要求中。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第4-1-④-厚)犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行うため、薬物密売組織を摘発した。
		ii ◎(再掲:第4-1-②-厚-iii)インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
iii ○(再掲:第3-1-⑤-厚-ii)薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図るため麻薬取締官の増員(16人)を要求中。		
③ 末端薬物乱用者の取締りの徹底	警察庁	i ◎平成18年上半期において、覚せい剤事犯被疑者6,319人を検挙するなど、覚せい剤事犯の大半を占める末端薬物乱用者に対する取締りを徹底するとともに、広報誌「DRUG」の作成、配布等を行い、薬物の乱用を許さない環境作りに努めている。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、末端薬物乱用者の取締りを徹底するため、尿中覚せい剤等簡易鑑定試薬等に係る経費(108百万円)を要求中。
		iii ○(再掲:第4-2-①-警-x)平成19年度予算概算要求において、インターネットのポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集に係る経費を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○平成19年度予算概算要求において、末端乱用者の薬物への依存を断たせるため、薬物乱用対策の強化に係る経費(4百万円)を要求中。
	厚生労働省	i ◎末端乱用者に対する徹底した取締りとともに、各地方厚生局麻薬取締部に設置されている「麻薬・覚せい剤」相談電話等の相談窓口を活用し、相談業務を実施している。
④ 薬物密輸の水際での阻止	警察庁	i ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、薬物の密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連携の下に、水際検挙の徹底を図り、我が国への薬物の供給を遮断することを薬物対策の重点の一つとしている。
		ii ◎（再掲：第3-1-②-警-i）薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、薬物密輸を水際で阻止するため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費(228百万円)を要求中。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、錠剤型麻薬プロファイリングに関する研究に係る経費(12百万円)を要求中。
		v ○（再掲：第4-2-②-警-ii）薬物取締り用車の増強整備等に係る経費を要求中。
	財務省	i ◎密輸ダイヤル周知CM等を活用して、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、薬物等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く要請している。
		ii ◎インターネット上の「税関ホームページ( <a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a> )」等により、広く一般国民に対し税関における水際取締対策等を広報するとともに、薬物等の密輸入情報の提供を要請している。
		iii ◎（再掲：第3-1-②-財-i）MOU締結団体に対する不審情報の提供依頼。
		iv ◎（再掲：第4-1-①-財-i）会議等を通じての情報の共有。
		v ○（再掲：第3-1-⑤-財-iii）テロ対策・密輸取締機器整備経費(9,381百万円)を要求中。
		vi ○（再掲：第3-1-⑤-財-iv）監視艇運航経費等その他監視取締関係経費(3,182百万円)を要求中。
		vii ○（再掲：第3-1-⑤-財-v）密輸ダイヤル等PR経費(29百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎関係機関との情報交換会を密にし、情報の共有及び連携の強化を推進している。
		ii ◎麻薬・覚せい剤原料物質の輸出入や国内における流通について法令に基づく審査を厳格に行う等横流しの防止に努めている。
	経済産業省	i ◎麻薬等原料物質の不正輸出入を防止するため、国内法(麻薬及び向精神薬取締法:厚生労働省所管)で麻薬向精神薬原料と指定されている物質を外為法に基づく輸出入の承認制等の対象とし、厳格な審査を実施。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化
		ii ○(再掲:第4-1-①-海-ii)平成19年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費を要求中。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)国外における情報収集活動強化のための職員を派遣
		iv ○(再掲:第4-1-③-海-ii)平成19年度において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に25名の増員を要求中。
⑤ 薬物対策に関する国際協力の推進	警察庁	i ◎「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」(18年2月)、「薬物犯罪取締セミナー」(18年9月)を開催するなどして、情報交換、技術移転等薬物対策のための国際協力を推進している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、薬物密輸を水際で阻止するため、アジア・太平洋地域薬物取締担当実務者会議の開催等に係る経費(51百万円)を要求中。
	金融庁	i ◎(再掲:第4-1-⑤-金-i)マネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。
		ii ◎マネー・ローンダリングに対する国際的な監視体制の強化を図るため、外国の機関との情報交換取極の締結交渉を進めるとともに、国際会議等への積極的な参加を通じ、国際機関との連携の強化を図っている。
		iii ○(再掲:第4-1-⑤-金-ii)平成19年度において、警察庁へのFIU移管を予定している。
	法務省	i ◎「麻薬・覚せい剤関係日韓連絡会議」、「ADLOMICO(国際協力のための麻薬対策連絡官会合)」等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題につき情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。



施策名	省庁名	実施状況
	外務省	i ◎開発途上国の薬物犯罪取締機関職員に対し、能力向上のための研修を実施してきており、平成18年度も継続して実施。
		ii ○平成19年度予算において、麻薬問題解決のための活動を推進するため、国連薬物犯罪事務所(UNODC)への拠出金として、2.5百万ドルを要求中。
	財務省	i ◎(再掲:第3-4-②-財-iii)技術協力の実施。
		ii ○(再掲:第3-4-②-財-iv)密輸情報収集等に係る職員海外派遣経費(77百万円)を要求中。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第3-4-②-厚-i)アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)等へ出席。
		ii ○(再掲:第3-4-②-厚-ii)平成19年度予算概算要求において、引き続き外国捜査機関との連携強化のための予算(7百万円)を要求中。
	経済産業省	i ◎国連麻薬委員会(CND)、国際麻薬統制委員会(INCB)の行う麻薬等の国際統制、情報収集への協力を実施。
		ii ◎麻薬新条約の発効に伴い、INCBでは同条約が対象とする麻薬等の原料物質に関わる情報収集や評価活動を行っており、これらの活動に協力するため、我が国の麻薬等の原料物質の輸出入動向に関する情報提供を実施。
	海上保安庁	i ◎国連麻薬委員会等国際会議への積極的な参加、主にアジア諸国を対象にした技術移転等を目的とする「密輸・密航海上取締セミナー(ODA事業)」、「海上犯罪取締り研修(JICA事業)」等の実施を通じ、連携・協力を強化している。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、薬物取締りに関する国外関係取締機関等との情報交換のための経費(9百万円)を要求中。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)国外における情報収集活動強化のための職員を派遣
	⑥ 治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等	警察庁
ii ○(再掲:第4-2-③-警-iv)薬物乱用対策の強化に係る経費を要求中。		
法務省		i ◎覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察処遇の充実強化の一環として、覚せい剤事犯の仮釈放者に対して本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を平成16年度から実施している。

施策名	省庁名		実施状況
		ii	○平成19年度予算概算要求においては、覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察の充実強化のため、30百万円(うち再掲2百万円)を要求中。
	厚生労働省	i	◎保健所、精神保健福祉センターで実施されている薬物相談窓口事業に全国から多数の相談を受け付けるとともに、精神保健福祉センターでは、家族教室、個別相談、指導等を実施し、薬物依存・中毒者の社会復帰支援と再乱用防止を継続して推進した。
⑦ いわゆる脱法ドラッグ対策の推進	警察庁	i	◎広報啓発活動等を通じて、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の有害性・危険性についての周知徹底を図るとともに、関係機関との情報交換等を行うなど、違法ドラッグ対策を推進している。
	厚生労働省	i	◎インターネット広告監視や製品の買上調査を通じて、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の把握に努め、薬事法違反事例については、関係都道府県による指導取締りの強化を図った。
		ii	◎違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)のうち3物質について、科学的根拠に基づく依存性、精神毒性等が確認されたため、2物質を麻薬に指定するとともに、1物質を第一種向精神薬として指定した。
		iii	○平成19年度予算概算要求において、引き続き違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)とされている物質のうち、麻薬と同様の有害性を有する物質を速やかに麻薬に指定するための予算を要求中。
		iv	◎第164回通常国会において成立した改正薬事法において、厚生労働大臣が指定することとされている幻覚等の作用を有する一定の薬物として、31物質を指定する予定。
⑧ 水際対策を始めとする銃器事犯捜査等の徹底	警察庁	i	◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯の摘発や密売・密造事犯の摘発を徹底し、国外からはもとより国内においても銃器の供給を遮断することを銃器対策の重点の一つとしている。
		ii	◎平成18年上半期において、暴力団から129丁のけん銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進するとともに、国内外関係機関と情報交換等を行い、銃器密輸・密売組織及びルートの解明、摘発に努めている。
		iii	○(再掲:第4-2-④-警-iii)水際対策等を始めとする銃器事犯捜査等の徹底を図るなどのため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費を要求中。
	法務省	i	◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、銃器事犯について厳正に対処している。
		ii	○(再掲:第3-3-①-法-ii)銃器犯罪対策の推進を図るため、629百万円を要求中。
	財務省	i	◎(再掲:第3-1-⑤-財-i)取締機器を活用した検査の実施。

施策名	省庁名	実施状況
		○(再掲:第3-1-⑤-財-iii)テロ対策・密輸取締機器整備経費(9,381百万円)を要求中。
	海上保安庁	◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化
		○(再掲:第3-1-⑤-ii)平成19年度予算概算要求において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費を要求中。
		◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)国外における情報収集活動強化のための職員を派遣
		○(再掲:第4-1-③-海-ii)国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に25名の増員を要求中。
⑨ 適正な銃砲・火薬行政の推進	警察庁	◎照会機能を充実させた新システムによる銃砲登録照会業務が平成17年1月4日から運用されたことに伴い、その機能を効果的に活用するため、各都道府県警察に対し、銃全長等の測定方法の統一を指示した。
		◎猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所、武器又は猟銃等の保管場所への立入検査等を推進している。(平成18年上半期の取消処分110丁)
		◎エアガン等のうち一定以上の威力を有する「準空気銃」の所持の禁止等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が成立し、平成18年8月に施行されたことから、改正内容を記載したリーフレット50万枚を作成・配布する等して広報・啓発に努めた。
		○平成19年度予算概算要求において、「準空気銃」の取締りの強化のため、警察本部及び全警察署に弾速測定器等を配備するための補助金(28百万円)を要求中。
⑩ 銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等	内閣府	◎(再掲:第4-2-①-i)各種媒体を活用して重点的な広報を実施している。
	警察庁	◎猟銃等講習会、一斉検査、関係団体への資料提供等により、猟銃の所持許可者等に対し、関係法令の遵守を徹底している。
		◎銃器犯罪根絶意識の醸成を図るため、民間ボランティア団体等と連携し、市民参加型の「銃器犯罪根絶の集い」(平成18年10月)を開催するなど、官民一体となった積極的かつ効果的な広報啓発活動の実施に努めている。
		○平成19年度予算において、銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等を図るため、銃器シンポジウムの開催等に係る経費(6百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○(再掲:第4-2-①-警-x)インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集に係る経費を要求中。
		v ◎改造エアガンに係る犯罪を防止するため、関係団体等との連携を図るとともに、取締りを強化している。
		vi ◎「準空気銃」の所持を禁止する銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行されたことから、業界団体とも連携の上、「準空気銃」の回収等に努めている。
	財務省	i ◎「許しません、白い粉 通しません、黒い武器」をキャッチフレーズとし、リーフレット等を作成・配布するとともに、街頭キャンペーン、税関展、講演等の開催を通じ、銃器等の密輸取締りに対する国民の理解と協力を要請している。
		ii ◎(再掲:第4-2-④-財-i)密輸ダイヤル(0120-461-961)周知CMの放映。
		iii ◎(第4-2-④-財-ii)税関ホームページ( <a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a> )等による水際取締対策の広報。
		iv ○(再掲:第3-1-⑤-財-v)密輸ダイヤル等PR経費(29百万円)を要求中。
	水産庁	i ◎都道府県に対し銃器犯罪に関する情報提供について、漁業者等への広報・啓発活動を積極的、計画的に行うよう関係会議を通じ要請した。
	経済産業省	i ◎エアガンのうち一定以上の威力を有する「準空気銃」の所持の禁止等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律に伴う警察庁からの協力依頼を受け、関係業界6団体及び団体非加盟の製造、流通業者に対し、本法律改正の趣旨及び内容の周知徹底と法令遵守、消費者への啓発活動及び消費者対応への体制整備等の要請文を发出。
		ii ◎猟銃等の製造・販売事業者を対象とした保安対策等に関する講習会を実施。
	海上保安庁	i ◎海の情報提供ボランティア組織「海守」等との連携協力等により、銃器対策に関する、広報・啓発活動を積極的に実施し、国民の理解と協力の確保に努めている。
		ii ◎密輸・密航防止に関するリーフレットを作成し、海守会員等に配布した。
	⑪ 銃器対策に関する国際協力の推進	警察庁 外務省 経済産業省

施策名	省庁名	実施状況
	外務省	i ◎小型武器関連会合や国際会議に参加し、制度の確立、各国の取組支援を行った。国連総会に小型武器に関する決議を共同提案国の一つとして提出し、平成18年10月26日に第一委員会、同年12月6日に本会議で採択された。
		ii ◎小型武器についての我が国取組につきリーフレット(英字)を作成し、国連の会議で配布した。
3 組織的に取行される各種事犯の対策の推進		
① 消費者保護対策の強化	内閣府	i ◎5月の消費者月間に啓発ポスターを作成し、都道府県・政令指定都市、全国の事業者団体、消費者団体に配布した。また、鉄道会社の主要駅へもポスター掲出を実施。
		ii ◎架空請求に関する消費者トラブルが増加しているため、関係省庁と連携して、ワンクリックによる不当請求・架空請求への注意を呼びかけるポスターを作成し、都道府県・政令指定都市をはじめ、警察署、金融機関、郵便局、携帯ショップ、カラオケスタジオ等多くの場所に幅広く配布・掲示を行った。
		iii ◎住宅リフォームに関して、悪質な事業者による高齢者を中心とした消費者トラブルが社会問題となっていることから、関係省庁等と協力をし、リーフレットを作成し、都道府県・政令指定都市、消費生活センター、防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等を通じて、高齢者やその周りの方々等に配布を行い、啓発を行った。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、消費者問題に対する啓発及び5月が消費者月間であることについての周知強化のため、消費者啓発用のポスター及びリーフレット作成等に係る消費者月間関連事業費(34百万)を要求中。
	警察庁	i ◎訪問販売によるリフォーム等の悪質商法に対する取締りを強化するとともに、平成18年5月に行われた政府の「消費者月間」に合わせて、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、政府広報、ホームページ等を活用した広報啓発活動を推進し、消費者の防犯意識を高めるよう努めた。
		ii ◎平成17年7月及び9月、高齢者を対象とした悪質な住宅リフォーム工事に関して、関係省庁担当課長会議に参加した。
		iii ◎平成18年上半期の特定商取引等事犯の検挙事件数は81事件、検挙人員は225人で、そのうち訪販リフォーム事犯の検挙事件数は49事件、検挙人員は154人、被害人員等は2万4,305人、被害額等は約151億円であった。
		iv ◎平成17年中の資産形成事犯の検挙事件数は9事件、検挙人員は41人、被害人員等は3,251人、被害額等は約107億円であった。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	<p>i ◎近年急増している悪質な訪問販売やマルチ商法等に起因するトラブルに対応するため、行政規制の強化及び民事ルールの整備を内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。同法案は、同年4月28日に成立し、11月11日に施行されたところ。</p> <p>ii ◎平成16年12月以降、訪問販売業者や電話勧誘販売業者に対し、指示処分を経ずに業務停止命令を行う等の抜本的な執行強化を図っている。平成17年3月31日には、通信販売業者に対して、改正特定商取引法第12条の2(合理的な根拠を示す資料の提出)を初めて適用する等の積極的な取り組みの結果、行政処分件数(国と都道府県合計)は、平成16年度に40件、平成17年度には80件となった。</p> <p>iii ◎悪質な住宅リフォーム訪問販売について、特定商取引法に基づく取締りを行いやすくするため同法の通達を改正、都道府県に対し法執行強化を要請するとともに、リフォーム訪問販売業者に対する業務停止命令処分を行った(平成17年8月)。併せてこれらの悪質な事業者の排除のため、関連業界に対する指導を行った。また、個人事業者等を狙った悪質な電話機等リース訪問販売についても、法解釈を明確化する特定商取引法の通達改正を実施(平成17年12月)、関連業界に対する指導を行った。また、電話機等リース販売業者に対し、初の業務停止命令を行った。</p> <p>iv ◎「知的財産推進計画2005」(平成17年6月10日決定)を踏まえたインターネット・オークションにおける特定商取引法執行強化のため、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確化するガイドライン(平成18年1月策定)に基づき、表示義務に違反する出品者についてIDの公表を行っている。(平成18年7月以降順次)</p>
② 改正貸金業法の厳正・適正な運用	警察庁	<p>i ◎都道府県警察に改正貸金業法等の内容が盛り込まれたマニュアルを作成・配布するなどして、その取締要領等について周知・徹底させ、本改正を踏まえた厳正な取締りに努めた結果、平成18年上半期は、無登録業者の広告禁止違反3事件、8人、高金利要求罪7事件、13人及び取立て行為規制違反4事件、7人をそれぞれ検挙した。</p>
	金融庁	<p>i ◎登録要件の強化に伴う的確な登録審査の実施など改正貸金業規制法に基づく厳正かつ適切な監督に努めるとともに、ヤミ金融対策法パンフレットの作成・配布、貸金業者への説明会の実施など改正法の周知を行った。</p>
③ ヤミ金融事犯の徹底した取締り	警察庁	<p>i ◎改正貸金業法等の施行を受けて、全国の都道府県警察に集中取締本部を設け、徹底した取締りを推進した結果、平成18年上半期のヤミ金融事犯の検挙事件数は148事件、検挙人員は353人であった。</p>

施策名	省庁名	実施状況
④ ヤミ金融被害対策の推進	警察庁 金融庁	<p>i</p> <p>◎「ヤミ金融等被害対策会議」を全国に設置し、情報の共有等、関係当局・団体間の連携強化を図るとともに、金融庁、警察庁連名で、広告掲載関係団体に対して無登録業者や携帯電話番号を記載した広告の掲載自粛に係る要請や、ヤミ金融被害の防止のための政府広報を行った。また、ヤミ金融等に関する預金口座不正利用に係る情報は金融機関へ速やかに提供しており、当該金融機関において口座凍結等の措置が講じられている。</p> <p>◎ヤミ金融に対する罰則を強化するため、年109.5%を上回る超高金利の貸付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役5年以下から10年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p>
⑤ 模倣品・海賊版対策の推進	内閣官房      警察庁	<p>i</p> <p>◎平成18年6月8日の知的財産戦略本部会合において、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現や個人輸入等の取締り強化など約50項目の模倣品・海賊版対策を盛り込んだ「知的財産推進計画2006」を決定した。</p> <p>i</p> <p>◎平成18年9月、不正商品対策協議会が制作した不正商品撲滅の広報啓発ポスターに協賛した。</p> <p>ii</p> <p>◎平成18年上半期の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は254事件、検挙人員は394人であった。</p> <p>iii</p> <p>◎平成17年度において、知的財産権侵害事犯対策を強化するため警察庁生活安全局に知的財産権保護対策官を設置した。</p> <p>iv</p> <p>◎平成18年3月、不正商品対策協議会が主催する知的財産の保護及び不正商品の排除を目的とした「アジア知的財産権シンポジウム2006」を後援した。</p> <p>v</p> <p>◎平成17年11月、(財)社会安全研究財団提供のケーブルテレビ番組「エイジングジャパン」において模倣品・海賊版の排除を題材とした広報啓発コーナーを監修した。</p> <p>i</p> <p>◎「日中税関密輸情報交換実務者会合」及び「日韓税関密輸情報交換実務者会合」において、模倣品・海賊版の密輸防止に向けた情報交換や、二国間での協力のあり方について意見交換を行っている。</p> <p>ii</p> <p>◎税関により発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することを平成18年7月に通達改正することにより明確化を図った。</p> <p>iii</p> <p>◎平成18年度関税改正において、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知的財産に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員に委嘱して意見を聴く制度を導入し、平成18年4月から施行している。また、差止申立ての受付時にその内容を公表し、輸入者等から意見が出された場合は、専門委員に意見を聴くこと等を内容とする通達改正を行った。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>iv ◎平成18年度関税改正において、知的財産法において輸出(積戻しを含む)が侵害行為となることを前提に、育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品の輸取出締りを導入している(育成者権については平成18年6月1日施行、その他については平成19年1月1日施行予定)。 ○さらに、著作(隣接)権について、輸出に関する規定を整備するための著作権法改正を踏まえ、著作(隣接)権を侵害する物品の輸取出締り対象への追加のための所要の改正法案を国会に提出する。 ○認定手続の簡素化について検討し、必要に応じ、制度改正を行う。</p> <p>v ◎平成18年12月、アジア大洋州地域の開発途上国の税関職員を対象に、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りに関する受入研修を実施した。</p> <p>vi ◎税関ホームページ(<a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a>)に税関の知的財産侵害物品取締りに関するサイト(認定手続や申立手続等を案内)を作成し掲載している。</p> <p>vii ○平成19年2月を目処に海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品の輸入の注意を呼びかけるポスター及びリーフレットを作成し、空港等において掲示及び配布を行う予定である。</p> <p>viii ◎財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産コース」を実施する等職員の能力向上を図っている。</p> <p>ix ○平成19年度予算概算要求において、外部専門家を活用した侵害認定経費や税関職員の能力向上を図るための知的財産担当職員研修外部委託経費、知的財産侵害物品持込防止PRポスター作製経費など知的財産侵害物品取締対策経費(253百万円)を要求中。</p> <p>x ○平成19年度予算概算要求において、アジア諸国税関の能力構築のため、知的財産侵害物品取締等に関する二国間援助経費(26百万円)を要求中。</p>
	外務省 財務省	<p>i ◎(再掲:第3-4-②-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組みの推進。</p>
	文部科学省	<p>i ○平成19年度予算概算要求において、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業等の実施、我が国権利者の侵害発生国での権利執行の支援、官民の連携の強化等を実施するため、「海賊版対策事業費」(85百万円)を要求中。</p> <p>ii ○平成19年度予算概算要求において、世界知的所有権機関(WIPO)の要請により、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成、著作権のエンフォースメントの充実を目的として、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業費」(51百万円)を要求中。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	iii	○平成19年度機構・定員要求において、海賊版対策施策の一層の充実を図るため、専門職1名を要求中。
	経済産業省	<p>i ◎中国商務部等との政府間定期協議や官民合同での訪中ミッションの派遣などを通じて、中国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を要請。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施。</p> <p>ii ◎平成16年8月末、知的財産推進計画2004に基づき、経済産業省内に政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、平成18年10月末までに450件の相談を受理した。国内においては警察と連携して対応しているものもある。</p> <p>iii ◎平成18年度において、模倣品・海賊版対策として、アジアを中心とした各国における知的財産関連行政庁等関係者の人材育成支援、海外におけるわが国企業の模倣品被害実態調査・分析の実施等に必要となる予算1,842百万円を確保。</p>
⑥ 不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締りの強化	警察庁	<p>i ◎改正廃棄物処理法・地方税法を適用した強力な取締りを推進している。</p> <p>ii ◎平成18年上半期の廃棄物事犯の検挙事件数は2,353事件、検挙人員は2,998人であり、それぞれ統計開始(平成2年)以降最多であった。</p>
	海上保安庁	<p>i ◎関係機関等と連携しつつ、一斉取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化。併せて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。</p> <p>ii ○平成19年度予算において、環境犯罪取締り強化等のための経費(205百万円)を措置した。</p>
	環境省	<p>i ◎廃棄物の無確認輸出や無許可営業、マニフェスト制度違反に対する罰則強化等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」を第162回通常国会に提出し、平成17年5月11日に成立した。</p> <p>ii ◎産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な対応を図るとともに、廃棄物処理システムの透明性を向上させるため、電子マニフェスト普及促進事業を実施している。平成19年度予算概算要求においては、電子マニフェスト普及促進事業費として、109,999千円を要求中。</p> <p>iii ◎産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施している。平成19年度予算概算要求においては、産業廃棄物処理業優良化推進事業費として、74,292千円を要求中。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎不法投棄現場等への緊急時の立入検査など法令上の権限を機動的に行使するため、平成17年10月に現行の地方環境対策調査官事務所と自然保護事務所を統整理した地方環境事務所が発足した。
		v ◎全国7カ所の地方環境事務所を中心にブロック内関係機関とのネットワークを構築し、不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締り強化を図るため、産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業を実施している。
	警察庁 環境省	i ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会を開き、暴力団対策の強化を図っている。
	警察庁 環境省 海上保安庁	i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	i ◎硫酸ピッチの不法投棄を撲滅するため、硫酸ピッチ不法投棄事案関係省庁会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
⑦ 不正軽油の撲滅	警察庁	i ◎(再掲:第4-3-⑥-警-i)改正廃棄物処理法・地方税法を適用した強力な取締りの推進。
		ii ◎平成18年上半期の硫酸ピッチの不適正処理事犯の検挙事件数は5事件、検挙法人は4法人、検挙人員は27人であった。
	総務省	i ◎ 軽油引取税の脱税防止対策の強化(不正軽油の撲滅に向けた取組) ・平成16年度税制改正において、脱税犯の罰則の引上げ、いわゆる不正軽油等譲受罪の創設、法人重科の導入等の罰則の強化に係る改正を行った(平成16年6月1日施行)。 ・平成17年度税制改正において、夜間の強制調査を行うことができる税目に軽油引取税を追加するなどの改正を行った(平成17年4月1日施行)。 ・平成18年度税制改正において、いわゆる供給者罰則の創設、元売業者の指定の取消しの要件の追加、徴税吏員の質問検査権に係る規定の整備を行った(平成18年4月1日又は6月1日施行)
		ii ◎不正軽油対策協議会等については、全47都道府県において設置済である。
	環境省	i ◎不法投棄又は不法焼却を目的とする廃棄物の収集運搬を行った者に対する罰則の創設等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」を第159回通常国会に提出し、平成16年4月21日に成立した。

施策名	省庁名	実施状況
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	◎(再掲:第4-3-⑥-環、総、警、経-i)硫酸ピッチ不法投棄事案関係省庁会議を開催等、関係省庁間の連携。
⑧ 密漁事犯の根絶	内閣府	○平成19年度において、沖縄総合事務局所管の排他的水域内の漁業の指導・取締体制の強化のため、漁業監督指導官1人及び漁業取締調整係長1人の増員を要求中。
	警察庁	◎平成18年9月、平成18年度第1回密漁防止等推進委員会に参加し、密漁事犯の実態、防止対策等について情報交換を行い、関係団体との連携強化を図った。 ◎平成17年中の密漁事犯の検挙事件数は658事件、検挙人員は850人であった。
	水産庁	◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙化、かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化した。 ◎平成19年度において、我が国200海里水域内等における漁業の指導・取締強化のため、指導監督及び取締費11,495百万円、漁業監督指導官3人の増員等を要求中。
	海上保安庁	◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化。特に暴力団や外国人等による密漁事犯を重点対象として取締りを強化。併せて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討、捕捉能力の向上等に向けた検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。 ○平成19年度予算において、密漁事犯取締りの強化等のための経費(147百万円)を要求中。
4 サイバー犯罪対策の推進		
① 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発	内閣官房	◎「第1次情報セキュリティ基本計画」(平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定)及び「セキュア・ジャパン2006」(平成18年6月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及促進のため、情報セキュリティ政策会議及び内閣官房情報セキュリティセンターの活動のWWW( <a href="http://www.nisc.go.jp/">http://www.nisc.go.jp/</a> )における公開やメールマガジンの発行を行っている。 ◎平成18年10月、「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「セキュア・ジャパン2006」に基づき、情報セキュリティ政策会議において、毎年2月2日を「情報セキュリティの日」と決定した。現在、これに伴う広報啓発的行事を全国的規模で開催すること及び表彰制度を創設することを計画している。 ◎警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、コンピュータ・ウイルス等に関する情報を迅速に提供するとともに、国民個々のレベルに合わせたセキュリティ講座等のコンテンツの充実を図った。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎国民の情報セキュリティに対する知識の向上及び対策の普及啓発のため、アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査を実施しているほか、ホームページを随時更新し、情報セキュリティに関する情報提供を行っている。
		iii ◎フィッシングの早期把握と被害防止の徹底を図るため、全都道府県警察に「フィッシング110番」を設置している。
		iv ◎IT社会における相談需要に的確に対応し、効果的な防犯対策を推進するため「インターネット安全・安心相談システム」を運用している。
		v ○平成19年度予算概算要求において、情報セキュリティに関する広報啓発等を実施するための予算(216百万円)を要求中。
		vi ◎平成17年7月、「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラムー2005」を策定し、警察庁として当面、具体的に取り組むべき重点施策及びその内容を取りまとめた。
	経済産業省	i ◎警察庁及び都道府県警察の協力の下、経済産業省がNPO日本ネットワークセキュリティ協会やNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を本年度も引き続き全国各地で開催中。また、公募により募集した事業者により、メディア等を活用した情報セキュリティ対策に係る広報活動等を実施するとともに、「フィッシング対策協議会」を設立し、フィッシングに対する情報収集・提供、注意喚起等の活動を行っている。
② インターネット上の防犯技術の開発・普及	警察庁	i ◎インターネット上の防犯技術の開発・普及のため、防犯設備に係る民間事業者等と情報セキュリティに関する情報交換等を推進している。
	総務省	i ○平成19年度予算概算要求において、サイバー攻撃の予防や不正アクセスやなりすまし等を防ぎ、利用者が安心して安全にネットワークを利用することのできる環境を実現する技術の研究開発を実施するため、次の施策につき、要求中。 ・ネットワークセキュリティ基盤技術の推進(独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金36,515百万円の内数)
	経済産業省	i ◎ネットワーク上の異常発生を早期に検知するため、民間事業者等の協力のもと、定点観測システムを用いてネットワーク・トラフィック状況をリアルタイムで観測・監視している。
③ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	内閣官房	i ◎「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「セキュア・ジャパン2006」に基づき、現在のOSやアプリケーション等の利用環境を維持しつつ、これに依存しない形で情報セキュリティ機能を集約的に提供することのできる仮想機械(VM:Virtual Machine)機能及びこれを稼働させるための最小限のOS機能(これらの機能を併せて「セキュアVM」と呼ぶ。)の開発に、産官学の連携の下、平成18年2月から着手し、9月には本格的な開発を開始。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	○(再掲:第4-4-②-総-i)次の施策につき、予算要求中。 ・ネットワークセキュリティ基盤技術の推進(独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金36,515百万円の内数)
	経済産業省	◎コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等日々進化する情報セキュリティ問題に関して、関係者間における迅速な情報共有、円滑な対応を確保するため、関係団体と協力し、「コンピュータセキュリティ早期警戒体制」を運用している。
④ 重要インフラを標的としたサイバー攻撃への的確な対応	内閣官房	i ◎平成17年12月、情報セキュリティ政策会議において、重要インフラの各事業において発生するIT障害から国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護し、重要インフラ事業者等のサービスの維持及びIT障害発生時の迅速な復旧等の確保を図るため、内閣官房を中心とした政府及び各重要インフラ分野において実施することが望ましい施策を具体化した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を決定した。
		ii ◎平成18年2月、情報セキュリティ政策会議において、重要インフラ分野ごとの規範となる「安全基準等」を策定するに当たり、規定が望まれる事項(対策を行うべき事項)について横断的に示した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る『安全基準等』策定にあたっての指針」を決定した。
		iii ◎平成17年12月、情報セキュリティ政策会議において、各府省庁の情報セキュリティ対策の整合化・共通化を促進し、政府機関全体としての情報セキュリティ水準の向上を図るため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))」を決定した。
	警察庁	i ◎サイバーテロ対策に従事する警察職員に対する技能向上のための教育等を実施している。
		ii ◎都道府県警察及びサイバーフォース(機動的技術部隊)が各重要インフラ事業者等を訪問し、システム管理者に対する指導・助言、ペネトレーションテスト及び技術情報の提供等を実施した。
		iii ◎FIRSTの全体会議等に参加し、参加機関との情報共有等を実施した。
		iv ○平成19年度予算概算要求において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費(2百万円)を要求中。
		v ○平成19年度予算概算要求において、サイバーフォース活動及びサイバーテロの情報収集・分析に係る資機材等体制の強化のため、サイバーフォースの設置等に係る経費(576百万円)を要求中。
		vi ◎(再掲:第4-4-①-警-vi)「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラム-2005」の策定

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	◎通信業界における情報セキュリティ侵害事案の情報の収集、分析及び共有を目的として、平成14年7月に電気通信事業者が中心となって設立されたTelecom-ISAC Japanを中核とした連携・協力体制の確立を支援中。
	経済産業省	◎我が国の電力業界において、制御システムへの汎用技術の適用が進んだ際にも現在と同等以上の信頼性を確保するため、汎用技術を用いた制御システムのセキュリティ評価等を実施している。
⑤ サイバー犯罪の徹底検挙と捜査の高度化	警察庁	<p>i ◎平成16年度より、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置し、サイバー犯罪に関する情報の収集、分析や都道府県警察における捜査の指導体制の充実強化を図った。</p> <p>ii ◎平成18年度において、生活安全局情報技術犯罪対策課に情報技術犯罪捜査指導官を設置した。</p> <p>iii ◎サイバー犯罪捜査に係る各種資機材及び体制の整備、技能向上のための警察職員に対する教育及び海外法執行機関との連携を通じたサイバー犯罪に係る技術対策の強化を実施した。</p> <p>iv ○平成19年度予算概算要求において、サイバー犯罪に係る資機材整備等のための経費(314百万円)を要求中。</p> <p>v ◎(再掲:第4-4-④-警-iii)FIRSTの全体会議等に参加し、参加機関との情報共有等を実施した。</p> <p>vi ○平成19年度予算概算要求において、高度化、複雑化する犯罪に適切に対処するため、情報技術解析用資機材の充実・強化に係る経費(189百万円)を要求中。</p> <p>vii ○(再掲:第4-4-④-警-iv)サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費(2百万円)を要求中。</p> <p>viii ○平成19年度予算概算要求において、ハイテク犯罪に関する技術対策要員の能力向上を図るため、ハイテク犯罪対策技術要員外部教養に係る経費(4百万円)を要求中。</p> <p>ix ○平成19年度予算概算要求において、サイバー犯罪捜査に係る国際的な連携を強化するため、アジア・太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費(8百万円)を要求中。</p> <p>* ○平成19年度予算概算要求において、サイバー犯罪への対応を強化するため、サイバー犯罪対策(デジタルフォレンジック)用資機材の更新・増強に係る経費(18百万円)を要求中。</p> <p>xi ◎(再掲:第4-4-①-警-vi)「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラム-2005」の策定</p> <p>xii ◎平成18年10月、サイバー犯罪に対する警察官の買受け捜査による積極的な取締りを推進するとともに、サイバー犯罪の抑止効果を狙い、警察の取組み強化について効果的な広報を実施するよう、都道府県警察に指示した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	i ◎検察当局において、この種犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等関係罰則の厳正な運用に努めている。
⑥ サイバー犯罪条約の早期締結及び関連刑事法の整備	総務省	i ◎サイバー犯罪に関する条約を担保するため、第159回国会に違法な傍受に関する罰則の制定等を内容とする「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を平成16年5月に提出した。(平成16年5月12日成立、同年5月19日公布、同年6月7日一部施行)
	外務省	i ◎平成16年4月、サイバー犯罪に関する条約の締結につき国会の承認を得た。
	警察庁 総務省 法務省 外務省 経済産業省	i ◎第163回国会において、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、第165回臨時国会において継続審議中。
第5 治安回復のための基盤整備		
① 地方警察官等の増員	警察庁	i ○深刻化する治安情勢に的確に対応するため、警察力の更なる充実強化を目指した地方警察官等の増員を図っており、平成19年度予算においては、地方警察官の増員(3,000人)及び警察庁職員等の増員(210人)を要求中。
		ii ○平成19年度予算において、地方警察官及び警察庁職員等の増員に係る経費を要求中。
② 検察官等、税関職員、海上保安官等、麻薬取締官の増員	法務省	i ○平成19年度において、検察庁職員の増員(288人)を要求中。
		ii ○平成19年度予算概算要求において、検察庁職員の増員に係る予算(591百万円)を要求中。
	財務省	i ○平成19年度予算概算要求において、水際における治安対策の強化を図るための新規増員(233人)を要求中。
	厚生労働省	i ○(再掲:第3-1-⑤-厚-ii)薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図るため麻薬取締官の増員(16人)を要求中。
	国土交通省	i ○(再掲:第3-1-③-国-iv)平成19年度において、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(22人)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	i ○平成19年度予算において、巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化、国際組織犯罪の取締体制の強化、防犯体制の強化、対テロ・危機管理体制の強化、治安対策の執行体制の強化を重点的事項として、治安対策の強化のため現場要員を中心に311人の増員を要求中。
③ 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化(再掲)	法務省	i ○(再掲:第3-2-①-法-i)出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(214人)及び43,646百万円を要求中。
		ii ◎ (再掲:第3-2-①-法-ii)名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置。
	外務省	i ○(再掲:第3-2-①-外-i)査証審査の強化のため、査証官の増員(10人)を要求中。
④ 迅速・的確な犯罪捜査への協力の確保	警察庁	i ◎携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに、捜査への的確な協力を得られるよう、関係事業者に対し必要な働きかけを継続的に行っている。
		ii ◎犯罪捜査への国民の協力を確保するため、各種広報媒体を通じ、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報提供等を広く国民に呼びかけているほか、犯罪捜査への国民の協力を確保するため、必要に応じ、指名手配被疑者の写真を掲載したポスターを掲示している。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、公的懸賞金制度の導入に係る経費(10百万円)を要求中。
	総務省	i ◎ (再掲:第1-2-⑬-総-i)総務省では、プリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について携帯電話事業者各社に対し要請を行った。
		ii ◎ (再掲:第1-2-⑬-総-iii) 携帯電話不正利用防止法の周知及び適切な運用に努める。
	法務省	i ◎検察官等において、捜査や刑事裁判について国民に対する啓発に努めており、犯罪捜査への協力を求めている。
	海上保安庁	i ◎捜査に必要な情報をより迅速・的確に収集するために関係機関・事業者に対し、捜査関係事項照会への迅速・的確な対応を促し、携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに捜査への的確な協力が得られるよう、関係事業者に対し必要な働きかけを行うなど関係機関との連携を強化している。



施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 法務省 総務省 厚生労働省 経済産業省	<p>i</p> <p>◎警察庁及び法務省において、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを前提にして、以下の各省庁と協議し、必要な措置をとった。  ①社会保険庁：個人情報の観点からも提供が可能であることを確認し、平成17年1月、全国の社会保険事務局長あてに所要の通知。  ②総務省：回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらないことを確認し、平成17年3月、地方公共団体あてに所要の通知。  ③厚生労働省：医療機関では個人情報保護法施行後も従来どおりの対応が可能であることを確認し、平成18年4月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」について所要の改正を実施。  ④経済産業省：本人の同意なく提供が可能であることを確認し、平成19年3月、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」について所要の改正を実施する。</p> <p>ii</p> <p>○警察庁、法務省が協力・連携し、捜査関係事項照会の実情について実態把握を進め、その結果を踏まえ、関係省庁とともに具体的な対応を検討している。</p>
⑤ 組織犯罪等の取締りのための関係機関の連携強化	法務省 財務省 海上保安庁 警察庁 法務省 財務省	<p>i</p> <p>◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係諸機関と情報・意見交換を密に行うなどして、関係諸機関との連携の強化を図っている。</p> <p>i</p> <p>◎(再掲：第4-1-①-財-i)会議等を通じての情報の共有。</p> <p>i</p> <p>◎国内関係機関と相互に国際犯罪組織等に関する情報を交換する等、一層の連携の強化を図っている。</p> <p>i</p> <p>◎(再掲：第3-2-⑥-警法財-i)事前旅客情報システムの運用開始。</p> <p>ii</p> <p>◎(再掲)平成18年上半期、指名手配被疑者を始めとして合計10人を検挙している。</p> <p>iii</p> <p>◎(再掲：第3-2-⑥-警法財-iii)平成17年(1年間)にAPIS情報を基に上陸拒否事由に該当する等として退去命令を発出した事案は350件である。</p> <p>iv</p> <p>○(再掲：第3-2-⑥-警法財-iv)平成19年度予算において、事前旅客情報システム運営のため、改修整備に要する経費(67百万円)を要求中。(警察庁)</p> <p>v</p> <p>○(再掲：第3-2-⑥-警法財-v)事前旅客情報システム運営のため、117百万円(法務省)を要求中。</p> <p>vi</p> <p>○平成19年度予算概算要求において、外国人生体情報システム(BICS)の整備に係る経費(342百万円)を要求中(警察庁)</p> <p>vii</p> <p>○(再掲：第3-2-⑥-警法財-vi)事前旅客情報システム等整備運営経費(234百万円)を要求中。(財務省)</p>

施策名	省庁名	実施状況
		viii ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-viii)外国貿易船等の旅客及び乗組員に関する事項の事前報告の義務化。(財務省)
⑥ 先進的な捜査技術の確立	警察庁	i ◎防犯ビデオ等に撮影された犯人の二次元顔画像と、被疑者から取得した三次元画像をスーパーインポーズにより異同識別する三次元顔画像識別システムを、平成18年度までに6道府県に拠点整備した。
		ii ◎犯罪現場等に残された資料に係るDNA型データベースを構築し、平成16年12月から運用を開始した。また、DNA型鑑定の結果から得られた被疑者に係るDNA型情報についてもデータベース化すべく、17年9月に「DNA型記録取扱規則」を施行し、同規則に基づいて「DNA型記録検索システム」の運用を開始した。さらに18年11月からは、従来の検査部位に6座位を加えた16座位を同時に検査する新たな検査試薬を順次導入するとともに、DNA型記録取扱規則を改正し、新たに判明するこれら6座位についてもDNA型記録検索システムに登録することとした。
		iii ○平成19年度予算概算要求において、一度に16資料の分析を行うことができる自動分析装置(新型フラグメントアナライザー)等、DNA型鑑定の効率化を図り、増加する鑑定依頼に対応するため、各種鑑定機材の増強に係る経費(1,232百万円)を要求中。
		iv ◎DNA型情報の犯罪捜査への積極的活用を図るための調査・研究を行っている。
		v ○平成19年度予算概算要求において、科学捜査に関する研究・実験及びこれらを応用する鑑定・検査により、先進的な捜査技術、犯罪及び少年の非行防止手法を確立するための経費(1,305百万円)を要求中。
	海上保安庁	i ◎過去の犯罪捜査関連情報を整理・分析し、事件捜査等への効果的な活用を推進するとともに、犯罪捜査をより効率的に遂行するための先進的な情報技術の活用方策について検討を実施している。
		ii ◎平成19年度予算概算要求において、犯罪者に関する情報分析の推進のための経費(18百万円)を要求中。
		iii ○平成19年度において、微物採取・分析等の鑑識・鑑定体制の強化のため、管区刑事課等に11人の増員を要求中。
	警察庁 法務省	i ○DNA型鑑定結果の捜査への活用に向け、現状を踏まえ、意見交換を実施している。
⑦ 産学官の技術力を結集した競争的資金等による研究開発の推進		i ◎平成16年度より、科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの対象課題の一つである「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術研究」において、「違法薬物・危険物質の非開披探知装置の開発」を採択し、研究開発を実施。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	ii ◎平成17年度より、上記開発を継続すると共に、同じ課題において、「水中セキュリティソーナーシステムの開発」、「テロ対策のための爆発物検出・処理統合システムの開発」、「犯罪、行動異常、犯罪被害等の現象、原因と、治療、予防の研究」を採択し、研究開発を実施。
		iii ◎平成18年度より、上記開発を継続すると共に、同じ課題において、「生物化学テロにおける効果的な除染法の開発」を採択し、研究開発を実施。
		iv ◎平成17年度より、(独)理化学研究所の運営費交付金にて、安全・安心な社会のための先端センサー技術開発として、「ナノ加工薄膜を用いた高感度毒性ガス検知装置の開発」を実施。
		v ◎平成17年度より、(独)科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業において、戦略目標「安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出」を定め、研究開発を実施。
		vi ○平成19年度予算概算要求において、テロリズム対策等に資する研究開発費等として、「安全・安心科学技術プロジェクト」893百万円を要求中。
⑧ 留置施設の過剰収容の解消と留置管理業務の効率化		警察庁
	ii ◎集中護送制度に関しては、平成15年4月においては21都道府県が実施していたところ、平成18年10月現在、36都道府県で導入されている。	
	法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁の同行室整備のため、113百万円を要求中。
⑨ 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化	法務省	i ○平成19年度において、刑務所(3庁)の増設等、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、刑事施設657人、少年院35人、少年鑑別所20人の増員及び246,347百万円を要求中。
⑩ 更生保護制度の充実強化	警察庁	i ○(再掲:第4-2-③-警察-iv)薬物乱用対策の強化に係る経費を要求中。
		i ○平成19年度予算概算要求において、重大再犯防止のための特別処遇強化のため、更生保護官署職員の増員(保護観察所45人)及び22,047百万円(うち再掲247百万円)を要求中。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	ii ◎平成18年度において再犯防止対策の一環として、保護観察中に所在不明となった者に対する所在調査の体制を強化したほか、性犯罪者処遇プログラム及び刑務所出所者等の就労を一層促進するための具体的な就労支援策を開始した。
		iii ◎近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するために、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改める「犯罪者予防更生法の一部を改正する法律」が、平成18年3月に成立し、同年4月に施行された。
		iv ◎保護観察付執行猶予者について、転居及び1か月以上の旅行は届出制であったところ、転居及び7日以上旅行を許可制に改めるとともに、特別遵守事項を新たに課すことなどを内容とする「執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律」が、平成18年3月に成立し、同年9月に施行された。
		v ○刑務所出所者等について、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官が直接、濃密かつ専門的な指導監督と充実した就労支援を行うための施設と体制(自立更生促進センター)の整備を検討している。
		⑪ 治安関係施設等の整備
ii ○平成19年度予算概算要求において、誤認検視の防止等のため、検視における画像検査等に係る経費(44百万円)を要求中。		
iii ◎平成18年度予算において、警察移動通信システムの整備を実施中。		
iv ○平成19年度予算概算要求において、警察情報通信システムの整備、セキュリティの強化等のための経費(44,864百万円)を要求中。		
v ◎(再掲:第3-3-①-警-v)来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費(31百万円)を要求中。		
法務省	i ○平成19年度予算概算要求において、検察庁庁舎等の整備を図るため、6,687百万円を要求中。	
海上保安庁	i ◎尖閣諸島周辺海域における主権及び排他的経済水域等における我が国の海洋権益を保全するための監視警戒体制を強化する。またテロ、不審船等に的確に対処するための監視能力、対処能力及び情報収集・分析能力を強化する。	
	ii ○平成19年度予算概算要求において、海上における治安対策の強化のための経費(44,112百万円)を要求中。	

施策名	省庁名	実施状況
	総務省 消防庁	i ◎大規模災害等に備え、平成18年度には高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊の整備を行い、緊急対応体制の充実・強化を図っている。 ii ◎平成18年度には緊急消防援助隊の特殊災害部隊の資機材整備を行い、生物剤・化学剤(B・C)テロ災害等に備えた広域応援体制の強化を図っている。 iii ○平成19年度予算概算要求において、NBCテロ災害発生時に被災者及び救助者の除染のための救助資機材に係る予算を要求中。 iv ○平成19年度予算概算要求において、BCテロ災害等に備えた広域応援体制の強化を図るため、資機材整備に係る消耗品の予算を要求中。
⑫ 充実・迅速な公判審理の実現	法務省	i ◎平成18年9月、公判担当検事協議会で充実・迅速な公判審理を実現するための具体的方策につき集中的に協議した。 ii ◎裁判員法の施行に向け、最高検、法務省刑事局にプロジェクトチームを設置するとともに、検察当局において、集中的審理の実現に努めている。 iii ◎刑事訴訟法等の一部を改正する法律が平成17年11月に施行され、検察当局において、迅速な審理の実現に努めている。 iv ○平成19年度予算概算要求において、充実・迅速な公判審理の実現を図るため、607百万円を要求中。
⑬ 凶悪犯罪等に関する罰則整備	法務省	i ◎凶悪犯罪の法定刑の引上げ、有期刑の上限の引上げを含む「刑法等の一部を改正する法律案」を第161回臨時国会に提出し、平成16年12月成立した(12月8日公布)。
⑭ 犯罪の発生原因の総合的分析の推進	警察庁	i ◎先進諸国の例を調査しつつ、犯罪に関する行動科学的な統計分析や地理分析を行うとともに、これらの分析に利用できるプロファイリングシステムの試作やその評価等の研究を行っている。 ii ◎平成16年度より生活安全局生活安全企画課に犯罪抑止対策室を設置し、犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供等を行っている。 iii ○平成19年度予算概算要求において、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)(仮称)の導入整備の経費(400百万円)を要求中。